

平成26年5月7日

第12回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第12回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成26年5月7日（水曜日）午後1時開会

出席委員（17名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	嶺岸淳一君	田中徳寿君
	香取嗣雄君	阿部かほる君
	西村勝男君	菊地進君
	志子田吉晃君	伊藤栄一君
	佐藤英治君	高橋卓也君
	小野絹子君	伊勢由典君
	曾我ミヨ君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	神谷統君	市民総務部理事兼政策調整監	福田文弘君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長	荒井敏明君	水道部長	佐藤信彦君
市民総務部次長兼総務課長	高橋敏也君	産業環境部次長兼商工港湾課長	佐藤修一君
震災復興推進局次長兼復興推進課長	佐藤達也君	市民総務部危機管理監	鈴木正信君
環境課長	菊池有司君	都市計画課長	阿部光浩君
下水道課長	佐藤寛之君	財政課長	阿部徳和君
政策課長	川村淳君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局次長 佐藤 志津子 君
事務局 兼 庶務係長
事務局長 安藤 英治 君
議事調査係長 鈴木 忠一 君

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会 参考人意見聴取実施要綱

1 日 時

平成26年5月7日（水）午後1時～午後5時

※会議は延長される場合もあります。

2 場 所

塩竈市役所 3階 本会議場

3 案 件

- (1) 東日本大震災に係る一次仮置場（4カ所）の管理運営について
- (2) 危険家屋の解体について
- (3) 有価物の処理、特に越の浦に集積された非鉄有価物の処理方法、価格及び代金の流れについて
- (4) 島民給与について
- (5) その他の関連事項について

4 参考人

元塩釜市災害復旧連絡協議会会長

和田電気工事（株） 代表取締役 和田 忠氏

元塩釜市災害復旧連絡協議会副会長

（株）千葉鳶 代表取締役 千葉 勇夫氏

元塩釜災害復興リサイクル会代表

（株）豊島 代表取締役 坂本 進氏

元塩釜市災害復旧連絡協議会外部監査人

税理士法人阿部会計事務所 代表社員 阿部 喜和氏

5 次 第

- (1) 開会
- (2) 参考人の陳述
- (3) 委員から参考人への質疑

6 意見聴取時間等

- (1) 参考人の陳述 1人15分以内
- (2) 委員の質疑時間 1人おおむね30分

7 参考人に対する主な質疑事項

別紙のとおり

8 参考人の発言等

- (1) 参考人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
- (2) 参考人の発言は、案件の範囲を超えてはならない。
- (3) 参考人の発言が、その範囲を超え、または参考人に不穏当な言動があるときは、委員長は発言を制止し、または退席させることができる。
- (4) 参考人は、委員会が特に許可した場合を除き、代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提示することができない。
- (5) 委員は、参考人に対して質疑することができる。なお、参考人は、委員に対して質疑することができない。
- (6) 委員は、参考人に対する質疑に際し、礼を失することのないよう心がけるとともに、追及調の発言は慎むものとする。

なお、参考人については、地方自治法第100条に基づき調査における証人とは異なり、出頭拒否や証言拒否、また、虚偽の陳述に対する罰則の規定はない。

会議に付した事件

- 2. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について

午後1時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。

また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

付議事件2 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況についてを調査内容といたします。

当局より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

内形副市長。

○内形副市長 去る3月20日開催の第11回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会でご要求のございました資料のうち、提出可能なものにつきましては本調査特別委員会資料（その10）といたしまして提出させていただいておるところでしりますので、よろしくお願いを申し上げます。

私からは、以上でございます。

○志賀委員長 それでは、市当局より資料について説明をお願いいたします。

小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 それでは、本日配付をさせていただきました資料（その10）についてご説明をさせていただきます。資料は、調整の都合上2冊になってございます。

まず、1冊目でございます。越の浦一次仮置場から搬出した金属スクラップに係る検収書（平成24年度分）の冊子でございます。こちらは、平成25年1月10日に塩竈市災害復旧連絡協議会と市が締結をいたしました東日本大震災に係る金属スクラップの処理に関する覚書第3条に基づきまして、市に実績報告書を提出する際に添付をいただきました個々の検収書の越の浦仮置場分の平成24年度分の全てを点つしたものでございます。ちなみに、この個票を積み上げたものにつきましては、去る平成25年11月27日開催時の資料（その6）の1ページのところで、金属スクラップ等の種別表として取りまとめをされているところがございます。その内訳の全てということでございます。そのうちの、越の浦の24年度分の全てということでございます。

次に、別冊となっておりますほうの資料をごらんいただきたいと思います。こちらは、浦戸地区被災建物等解体運搬支援事業委託関係附属資料（102件）以外分でございます。これは、

浦戸地区におきましていわゆる1件分の解体申請書類の中で、他の浦戸地区の解体申請物件を合わせて事務処理をさせていただいたものの、全ての件数とその関係書類でございます。

こちらの1ページをお開きいただきたいと思います。こちらは、復旧連絡協議会に解体を委託いたしました102件のうち、市からの請求通知書名が協議会になっております55件の一覧表でございます。昨年6月10日開催時の資料別冊2のほうに、浦戸地区危険建物解体業務委託に一覧表として提出したものと基本的には同じものとなっております。この中で、わかりやすくするために、表の左から3列目のところ二重丸と黒丸というものをつけております。この二重丸をしているものについては、既に提出済みとさせていただいております野々島の該当物件でございますけれども、今回黒丸を付しているものについては今回提出をさせていただきました14件のものがございます。このように県として取りまとめて事務処理をさせていただいた件数は、合わせて20件となります。

こちらの資料2ページから8ページにかけては、その20件についてそれぞれまとめたものを内訳として示した表でございます。また、このうち4ページから8ページまでの14件につきましては、今回改めて内訳をお示したものでありまして、表記上(7)から(20)ということで整理をさせていただいております。

この資料のうち9ページのほうを、今度はお開きをいただきたいと思います。9ページのほうには、先ほどお示した(7)、この解体申請の番号でいきますと「寒-000289」の解体に当たりまして、ほかの3件もあわせて事務処理のほうをさせていただいておりますけれども、そのそれぞれの解体をしました建物の位置図を示しております。このうち桂島のほうに、黒い四角のマークがございまして、こちらが「寒-000289」でございまして、そのほかの丸印を付した桂島の2件、野々島の1件については、この1件のなかで処理をさせていただいたところの配置図、箇所図というふうになります。

そして、10ページから32ページにわたりましては、これらの解体依頼書、あるいは同意書、図面、登記簿、罹災証明等がつづられておるところでございます。同様に、(8)の「寒-000346」から、最後(20)の「本-000624」号の解体に係る内容をこの冊子のほうに全てつづり込んでございますので、ご参照いただければと思います。

なお、去る3月20日の本委員会におきまして、本日提出させていただきました資料以外に浦戸一次仮置場に係る業務日誌の提出についての資料要求をいただきました。この件につきましては、再度旧災害復旧連絡協議会事務局に確認をしたところでございますけれども、業務

日誌については各島を担当している担当者より月初めに報告をいただきまして、島全体を取りまとめて市の環境課へ業務完了報告書、及び業務日誌として提出していること、またその都度、確認をいただいていること、そういうこともありまして既に市に提出したもの以外はないという回答で、4月30日付の文書によりいただいておりますので、あわせてご報告をさせていただきます。

以上、資料の説明でございました。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 本日は、要綱の3案件に記載されているとおり、(1) 東日本大震災に係る一次仮置場4カ所の管理運営について、(2) 危険家屋の解体について、(3) 有価物の処理、特に越の浦に集積された非鉄有価物の処理方法、価格及び代金の流れについて、(4) 島民給与について、(5) その他関連事項について、以上5点につきましてご意見をお聞きするために参考人にご出席いただいております。

本日は、4名の方々に参考人として出席を要請いたしました。

それでは、本日ご出席いただきました4名の参考人の方をご紹介します。

元塩釜市災害復旧連絡協議会外部監査人、税理士法人阿部会計事務所代表社員、阿部喜和様。

○阿部代表 阿部でございます。きょう、よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 元塩釜災害復興リサイクル会代表、株式会社豊島代表取締役、坂本 進様。

○坂本社長 坂本です。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 元塩釜市災害復旧連絡協議会事務局、株式会社千葉鳶代表取締役、千葉 勇夫様。

○千葉社長 千葉です。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 元塩釜市災害復旧連絡協議会会長、和田電気工事株式会社代表取締役、和田 忠様。

○和田社長 よろしく申し上げます。

○志賀委員長 本日ご出席をいただいた参考人の方々は、以上であります。

参考人の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず本特別委員会にご出席いただき、まことにありがとうございます。本委員会を代表して、心から御礼申し上げますとともに、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。本日は、お手元にご配付の実施要項に基づき調査を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、参考人の方々は地方自治法第100条における調査とは異なりますので、出頭拒否や証言拒否、また虚偽の陳述に対する罰則の規定はございませんので、このことをご理解の上ご

発言ください。

これより参考人の陳述に入りますが、陳述の申し出がありませんので、参考人の陳述を終了いたします。

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。なお、質疑の際には質疑を行う参考人の氏名、資料名称、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田委員 では、私のほうからまず質問をさせていただきます。

1回目から一貫して、この有価物に関する質問がメインになっております。今回もそれがメインになるかなというふうに思います。

前回リサイクル会さんのほうの会計さんをやられた阿部さんにも来ていただいたんですが、本日は会長さんのほうもお出でになるということで、会長さんを中心にお聞きをしていきたいというふうに思います。

1回目の参考人招致をお願いする折に、委員長と私が豊島さんにお伺いいたしまして「お願いしたい」ということで挨拶に行っているわけですが、その折にどういうことと伺いますか、内容についていろいろお聞きをしたわけですが、その中で作業報告書みたいなものですね、それを見せていただきまして「ああ、リサイクルさんの中では、作業がそういった指示書に従ってきちんと動いていたんだな」ということを感じてきました。そして、その中では支払関係についても毎月きちんと伝票を上げていただいて、「それに基づいてきちんとやってきたよ」という話もお聞きいたしました。

その中で、「この有価物の価格に関しては、どういうふうになっているんでしょうか」という質問、私はほとんど何も話さずに横で聞いていたわけですが、委員長のほうからそういった話が出て、それについてはざっくりばらんに教えていただきました。あの折には平成23年度分、それから24年の8月までは5円でやっていたと。キログラム単価5円でやっていたという形だったものですから、それに関しては23年度分については8月に、今度8円に上がった分の3円の差額分ですか、それを返金している、送金しているということでお話をお伺いしました。それから、24年度の4月から7月についても、あわせて8月に送金したという話をお伺いしているんですが、この件についてはそういうふうに私は横で聞いていましたし、委

員長もメモを取って一つ一つやっておりますが、あとあの折には通帳も何か持ってきていただいて、見せていただいたという経緯があるわけですが、これについては間違いはないでしょうか。坂本会長さんにお聞きをいたします。

○志賀委員長 坂本さん。

○坂本社長 元塩釜災害復興リサイクル会の坂本です。

ただいま鎌田委員さんからご質問がありましたけれども、私どもは前にもその辺で何回か、前に呼ばれたときもお話しております。私は、スクラップを一応協議会さんのほうから「やってくれ」ということで引き受けたわけですが、前にも述べたとおりあのころは単価も何もつけられるような状況ではなかったと、それもお話ししましたね。価格についても5円支払ったとか、市に払ったのではないんです。今言ったとおり、金額などはもう決まっていなかった。預かり金として扱っていたということです。そして、随時「何月に何ぼ払った」「かんぼ払った」というお話ありますけれども、私は会計のほうに、一応私は金銭はいじくっておりません。皆会計のほうで処理していましたので、その辺の細かいところはわかりません。多分、この間参考人としてうちの阿部が来てお話ししたとおりでございます。

最終的に、リサイクル会で扱ったこのトン数に乗じて、役所のほうに8円を払ったということだけは記憶でございます。その間も一気に払ったんだか、1回はリサイクル会さんのほうから、その辺また私がここでお話しすると中途半端に間違っただけのお話をしてごちゃごちゃになりますので、協議会のほうの事務局のほうから報告してもらったほうがはっきりするんじゃないかなど。なぜかという、私らが市に払ったんでありません。協議会のほうで振り込んだんですから、私がここでいつ払ったとか、何払ったという、またこれでおかしい話になってごちゃごちゃになってしまうので、確かにここにあった計量書、これ私の名前でやっていますけれども、これ1キログラムも違わずにつづって、伝票から車番から何から計量皆ついています。そのような形で、それでご理解していただきたいと思います。ひとつよろしくをお願いします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私も記憶では、先ほど言ったような内容になるわけです。私はここで、何円でも構わないんですね。そういう形で進んできたのであれば、別に両者が納得して、市も、それから協議会さん、リサイクル会さんで納得してきたのであれば私は何ら問題ない話だと考えているわけですが、ただタイミング的にその話を副市長さんは、24年の12月19日でしたっけに

決められたという、いわゆる3円から8円ですか、8円から15円ですか、価格の決定は24年の12月だという話をたびたび私は質問しているんですが、そういう回答が返っております。まあ、実際はどういう形で価格を決めてこられたのか、協議会さんとも練ってというあれが、審議してと言いましたっけ、そういうあれが何回かの特別委員会の中で聞かれているわけですけれども、この価格については今回参考人で来られている連絡協議会の千葉様、事務局長のですね、どういうふうに記憶されているのか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 ただいまの委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

リサイクル会さんとは、先ほど坂本社長のほうからお話があったとおりでございまして、当初は値段も決まらない状況でした。ただ有価物ですから、これはいずれにしても市に帰属するものだという我々の認識の中において、これは全くゼロというわけにはいかないでしょうと。であれば、今の段階では金額は決まっていなくても、今の市場からいろいろ察すれば5円くらいが妥当なんじゃないだろうかということで、坂本社長とちょっと話をやりとりをさせていただいて、まずは5円をお預かりすると、協議会として。それを指定の口座のほうに振り込んでいただきながら、それを管理していくと。

なお、ある意味公金ですから、これは環境課のほうに当然のことながら協議をさせていただいて、「現段階、こういう状況で今お預かりしている」ということを報告をさせていただきました。その報告の過程の中において、金額が余りにも膨大になってきているものですから、単純に言えば「これを我々がずっとお預かりするというわけにはいかないだろう」ということでご相談を申し上げて、「どこかの段階で市のほうに納付させていただくということは可能でしょうか」ということで協議をさせていただきました。それで、その協議をさせていただく中において、平成24年の8月8日、市のほうに平成23年度分1444万5770円、24年の4月分255万670円、24年の5月分ということで469万9555円、トータル2,169万5995円というお金を、一旦市のほうに納付をさせていただきました。

これは、あくまでも暫定という意味合いにおいて我々は認識しております。なぜならば、我々がそれをお預かりしたままの状態にいと、変な誤解を生むことも非常に我々の本意とするところじゃありませんので、とりあえずはそういう形をとらせていただいたというのが現状でございます。

それと、単価について今副市長さんのほうからお話があったかと思いますが、その単価につ

いては5円で決定するというわけにいかない。もう少し市場をよく把握しながら、全体の状況も把握しながら、最終的な単価について協議をしたいということで、そういうお話を頂戴しておりました。その結果としまして、24年の12月に最終的に我々が協議会として8円を納付するというで決定がなされました。その覚書、後に覚書ということで取り交わしをさせていただいて、後のまた新たに発生している有価物についても含めた形で、1月29日に平成23年分として2905万4640円、これは1社が自社処分された232万7680円を含んだ形での金額、それと平成24年の4月から12月分ということで3868万9520円。それと25年の2月20日、これは25年の1月分として102万4080円、25年の3月11日に、25年の2月分ということで353万3520円に、平成24年度自社処分された方の43万2160円と、あと25年の4月1日、これが25年の3月分ということで197万480円、トータル7470万4400円という形で最終的に市のほうに納付をさせていただいております。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。

先ほどの、ちょっと繰り返しになりますけれども、私があの時点でお聞きした内容としては5円から8円ですか、その差額分を8月にお支払いしたと。今の千葉様の回答を見ますと、それはいわゆる今まで支払いをされていないと。それを、今までの分を精算したんだと。あくまでその3円の差額分ではないという話だったと思うんですが、あそこでも坂本会長の話はそう間違いのない話じゃないかなと、私は雰囲気的にはそういうふうにお聞きしたわけですね。そして、そこで違うことを言う必要も何もないし、本当の状況かなというふうに思いました。金額的にも、ほぼその金額だったかなというふうに思いますね。

確かに、そうするとこの24年の8月時点までには何も決まっていないと、いわゆる暫定的な5円だったということでよろしいんですね。そして実際の支払いは、だから8月の3円分は、3円というか今までのあれを5円から暫定的にやったやつを8円に上げたと、ある程度確定をしたと、その段階で平成23年度分全部と平成24年度の7月から8月分を、先ほど事務局長さんが言われた内容でお支払いしたという内容でよろしいのでしょうか。もう一度確認をしておきたいと思います。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 大変失礼しました。報告が1点ほどちょっと落ちておりました、24年の8月8日に一旦市のほうに納付された2169万5995円が、平成24年の11月5日、市のほうから塩釜市災害

復旧連絡協議会のほうに一旦返金となっております。それで、一旦リセットされた形で新たに従来の搬出された数量に8円を乗じた形での支払いが、1月以降になされているということでございます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると借りに来て、また借りていったと。それを支払いは24年の8月にしているが、正式に決まった24年の12月時点では全部返金をして、新たに支払ったという形の説明に私はとりましたけれども、そういう形でもよろしいですか、はい。

それから、坂本さんについては、先ほど私が言ったような解釈でもよろしいのでしょうか。私は、あのときはそういった説明を受けているので、そういうふうに思ってきているわけですが、それは間違いのないことでもよろしいのでしょうか。

○志賀委員長 坂本さん。

○坂本社長 それは、私は先ほども言ったとおり全部金銭の出し入れは阿部会計のほうでやっていますので、ここで細かいことを聞かれても多分そのとおりだと思います。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。阿部さんについては、この間お聞きしたところ、いわゆる「記憶がない。そういうことで来たというのは知っているけれども、記憶がない」というようなことを言われたかと思いますね。

じゃあ、今度は違う部分に話を移したいと思います。市内の危険家屋の解体で、有価物がいろいろ出ると。その中で、家庭用としては家庭の電灯線では銅線を使っていますので、銅は必ず出ると。それから、最近はどこのお宅もよっぽど古いお宅でない限りはアルミサッシがあると。ですから、アルミと銅は必ず出てくるはずなんですが、青南商事さんの仕切書にはそういったものが一切掲載されていないという実態があります。青南商事さんについては、会社の見学に行ってきたして、その中で細かなものまで、本当に小っちゃなものまでみんな振り分けをしていると。水やら振動やら磁石を使ったり、最終的には、どうしても分解できないものについては目で作業員が振り分けをしているということで、どう見ても銅線やら家庭の電灯線ですか、それからアルミについては必ず出てくるはずだというふうに思うわけですが、この仕切書にないんですが、これについては坂本会長さんはどういうふうに考えられるのでしょうか。

○志賀委員長 坂本さん。

○坂本社長 お答えします。これも前回お話ししたとおり、私らは置場から結局車に積み込んでもらって、その後青南商事さん、先ほど鎌田委員が言っているとおりにアルミとか銅とか、そういうものが前々なかったというわけじゃないです。みんな混ざっていたと思います。青南さんのほうでどういう検収をしてきたかわかりませんが、青南さんでは持ち込んだ車、多分行った方わかると思いますけれども、何十台ももう連なって入ってくるんです。それで持って、青南さんでは銅だろうが赤だろうがみんな一緒にシュレッダーにかけても、自動選別できるんです。それは、私らリサイクル会とか協議会のほうの銅とかしんちゅうとかはかっているわけではなく、それはあくまでも青南さんが選別して付加価値を高めるために、何億という機械設備をしてやっているわけですから、その辺は私らのほうの還元されてくるというお話ではありませんので、それを勘違いしないようによく検収してきていただければ。青森のほうでも、もっと細く選別しています、人を使ってラインの上で。ところが、あの災害の中で車から11トン車に積んだものをおろして銅とかしんちゅうとかって前で分けて、「これは塩釜さん」とか「これは多賀城さん」とかっていうような選別はしておりません。これは、誰が行ってみても、今でもそうです。

私の会社でもスクラップ出すときに、あるいは混合スクラップ、よく混合スクラップでないんじゃないかって言うけれども、うちの会社に来てみてください。取れないですから、中に例えば「1級」「2級」「特級」とかいろいろありますけれども、自転車にはタイヤがついているとかね、鉄筋にはコンクリがあるとか。ここの伝票見てもらえば、ごみになって、本来ならばコンクリただで処理するところどこもありません。トン30円とか50円取られます。そういうものを含めて皆見てもらえばいいんですけれども、スクラップのいいところだけ見て「いや、ほか30円だ」の「20円だ」のって言われると、これは心外です。

まあそういうことで、あと細かいことは事務局のほうから一応ひとつよろしくお願いします。そんなところでよろしいですか。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えさせていただきます。今坂本社長が言われたこと、全くそのとおりでございます。

それと、ちょっとつけ加えさせていただくことが1点ございまして、我々青南商事との間で当然のことながら協定書を結んだ形での一連の処理がなされております。その中において、混合スクラップということで受け入れをしてくださいということで、これは合意をした中で

の受け入れ態勢になっております。それと、実際越の浦で混在した形で積んでいくわけでありませんが、実際青南商事に到着して荷おろした段階で、まず目視による確認で鉄くずが大体何割、あるいはアルミが何割というようなことでの目視のあと、ごみも含めてなんですが、その辺を目視で確認をしていくというのが現状でございます。で検収票、検量の伝票にどうしても今委員のおっしゃるようにアルミとかステンとかあるいは銅とかというものが記載されていない理由につきましては、全体の数量からすると1%にも満たないものについては検収伝票にはあらわさないということで、これはお互いに合意した中でやりとりをしております。実際は、青南さんのほうにお尋ねしていただくと一番明確な回答が出てくると思うんですが、青南さんのほうにご確認をしていただければ間違いなく検収伝票には、あるいは検量伝票には銅とかアルミとかあるいはステンとかというものがいないだけけれども、実際運ばれてきたかどうかということをご確認していただきたいと思います。あくまでも、我々は越の浦に搬入されたものは全て青南商事さんのほうにお運びしていますし、当然のことながら青南さんのほうはそれを目視で必ず確認しているはずですから、それをぜひ青南さんのほうにご確認をしていただければなというふうに思います。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。

今事務局長さんが「搬入の際は目視で確認して」という話で、アルミやら何やらというようなことが出ましたけれども、それがいわゆる微量なのでカウントしてこないという話だったかと思うんですがね、微量であるステンレスはちゃんと記載されているんですね。それについて、アルミやら銅は一切記載されていないということで、実際は搬入はされているけれども、いわゆる先ほど言った混合スクラップという処理の関係で掲載されていないということであれば、私はステンレスも掲載されていないんじゃないかというふうに思いますけれども。家庭用としてステンレスを使っている割合というのは、ほぼ見当たりません。あるとすれば流し台くらいですね。食器やら何やら洗う、それを考えると、アルミのほうに絶対家を全部覆っている窓類でみんな使うので、格段にアルミサッシのほうに私は多いと。多いにもかかわらずアルミは一切掲載されていない。そして少ないはずのステンレスが、台所くらいしか使わないステンレスが掲載されているというのは、ちょっと甚だ私は疑問に思うわけです。それについてどう思われるのか、ちょっとじゃあ。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 ただいまの委員にお答えしたいと思います。

そのステンというのは、あくまでもこれは島において搬出されたものであります。なぜならば、そのステンというのはノリを乾燥するための機械がございます。これは、あくまでも機械本体そのものがステンでできております。この分が、乾燥機が一旦集約された形でそれをまとめて搬出した関係上、当然のことながらそこに、青南さんのほうに搬入されるときに主となるものがステンだということでございましたので、当然最終的な報告の中にはそのステンという表記が、そこで初めて出てくるということでございます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私はノリ屋さんでないんですけども、うちの女房がノリ屋の娘でノリの手伝いなんかよくやったものですが、私は多賀城生まれでノリと関係ないと言えば関係ないのかもしれないけれども、乾燥機よく見ました。確かにステンレスは使われていますね。でも、全部が全部ステンレスでみんなできているものじゃなくて、海水にさらされる部分やら何やらで一部使うくらいだと私は思うんですね。そして、それを今回はまとめて搬出したのでそういう名称で受け入れられたので、そういう処理されたんだという回答だったかと思うんですが。そうすると、その解釈からいくと、家庭用のアルミやらステンレス、銅はそこにカウントしてこないと、いわゆる混合スクラップとしてという話ですが。

この間の参考人さんもお話をしてもらいまして、資料提出もしてくれました。自主的にといいますか、みんなに見てほしいということで。これは写真入りでみんな載っかっているんですが、いわゆる危険家屋解体でみんなやっぱり私が思っていたとおり、最初サッシ類みんな外して、それからトタンを外すとか瓦をおろすとか、あと内側にあるものは何か取れるものはみんな取って、最終的に壊してという形になるんですが。最初からもうバシッと壊しちゃうのであればそうですけれども、ほとんどの危険物解体は、津波以外は全部地震による傾きやら何やらでの解体なんですね。ですからそういうことは全部できたはずだし、近所で私も見ていましたがほとんどそういうふうな解体の仕方でした。この写真によると、全部アルミはアルミ、これアルミサッシはちゃんと山にして、ちゃんと束ねて出しているんですね。あと、鉄くずは鉄くずという形で資料も出していただきました。

こういう考え方からすると、これまとめて出したので、先ほど局長さんが言われたようにアルミはアルミでもう誰が見てもわかるし、これはそういう対処をしないといけないと思うんですが、これはもうすっかり分かれているものでも混合スクラップとして扱う、そういう決

め方はいいんですけれども、実際は認識はしているわけですよね。そうしたら、先ほどのステンレスについての論理からいくと、これもアルミは認めざるを得ないことだと思うんですが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。越の浦において搬入されたその搬入状況が、平成23年度に取り扱った搬入状況と、平成24年度に取り扱った搬入状況とは違います。どのように違うかといいますと、平成23年度は混乱した状況下の中での一連の搬入でしたので、それが適切にアルミとかあるいは鉄とか分類された形での搬入状況ではございませんでした。ましてや、その写真についても当然のことながら業務完了報告書を我々出すわけですけれども、その業務完了報告書に添付する写真については1枚とか2枚の状況写真でしかありません。ほとんどの方が、そういう状況で一連の業務完了報告ということになっておるかと思えます。次に、平成24年度に搬入されたものについては、環境課さんのほうから各社に指導、指示がなされて、一台一台の搬入状況を写真で記録しなさいと。あるいは、一台一台ごと搬入するための搬入許可書といわれるものを発行されて、それに従いまして越の浦に搬入をされていくという状況でございます。

ですから、今委員がお持ちなのは平成24年度以降に越の浦に搬入されたごく一部の写真が、そこに資料としておありなのかなというふうに思います。23年度は決してそういう状況ではございませんでした。ただし、我々管理する中において、当然のことながら当局からのご指導もいただきながらの話なんです、一貫とした形で23年度、24年度、その2年度につきまして混合スクラップということでの処理をするということが大前提の中での一連の業務でございました。以上です。

○鎌田委員 1点だけ確認したいんですが。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 資料をいただいているのは、これを見ますと23年の8月になっています。ですから、先ほど事務局長さんが言われた23年は混乱していて、そういう振り分けはしていないという話ですが、もう現にこういう処理をされて写真も撮っているという状況が資料提出されています。ですから、今の回答は私は当たらないと。23年度のいわゆる6月とか、そのころであればそうだったかもしれません。でももう軌道に乗って、8月時点ではもうなっていると、私はこの出された資料を見てそういうふうに解釈をします。

以上でとりあえず終わります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、私のほうからも有価物について何点かお尋ねをしたいと思います。

最初に、資料ナンバーで（その4）というのがございます。特別委員会の（その4）のところで、最初に触れられている協議会の総会といいますかね、そういうもののいわば報告になっております。4ではないですね、ごめんなさい。失礼しました。議事録の部分ですね。ああ、ありました、ありました。ごめんなさい。それで、1つは（その4）の関係で407ページを開いてください。ちょっと分厚いので、それで示していきたいと思います。

それで、（その4）の407ページのところで有価物についてということで、こういうふうな表現になっております。「越の浦の一次仮置場、平成23年度精算分2905万4640円、24年度精算分4564万9760円、合計して7470万4400円と、こういうふうになっています。これ一応協議会の報告に、1つは平成25年6月25日商工会議所で開かれた中での報告の中で、「有価物について」いうふうに触れられております。それらも踏まえまして、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、有価物についての関係で私もちょっとこの有価物について調べさせていただいたんですが、塩竈市のほうでこの有価物について、この件について市のほうに業務報告書が来ているはずなんですね。業務報告書が行っております。その業務報告書をちょっと見させていただきますと、越の浦と言われているものの表現になっておりますが、その中に浦戸の分、それから前段で宮本産業さんのところも入っております。23年度分で宮本産業さんも含めて合計で2905万4640円、先ほど1月29日と言ったことだと思います。それで、平成24年度の4月から3月までの関係で、合わせて先ほど言った、ちょっと合計金額出しませんでした、先ほど言った7470万4400円になります。

しかし、ここの407ページの記載は越の浦そのものだけですよね。この表現を見ると、越の浦しか載っていません。私が塩竈市のほうの平成23年度越の浦・新浜・浦戸一次管理業務・有価物業務というかなり厚い3冊の全部まとめたやつを一通りメモってきたわけですね。メモってきた中で、先ほど言った4770万4400円。しかし、内訳の中に平成23年度で993万4,080円、これが23年度の越の浦の仮置場の金額の中に入っていると思われるんですね。金額全部トータルで合いますから、こちらと一致します。7400万円。しかし、それを一括した表を見せていただきますと、今言ったように23年度で993万円、そして24年の4月で428万円のうち浦戸の分で51万5760円が含まれています。5月でこの684万320円のうち浦戸が684万320円、

そうしますと7470万4400円から浦戸分の金額を引くと、5741万円しかありません。これは、この会計の報告でこの407ページのところに載っておるもので、明らかにここは有価物、越の浦の有価物について業務報告をしたと、こうなっております。越の浦の仮置場。そうしますと、この金額の違いというのは一体どういうことなのか、その辺からお尋ねをしたいと思います。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。

最終の報告会の中において越の浦という表現がなされているかどうか、ちょっと私手元にあれなんです、あくまでも全体の有価物ということでの我々の会の皆さんに対するご説明だというふうに私は記憶しております。その辺の表現、解釈の仕方がどうだったかということについては、ちょっともしそういう別な解釈であれば、我々の説明に一部ちょっと足りない部分があったのかなというふうに考えております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 解釈ではないんですね。ちょっとこちらの議会のほうに資料が出ていませんから、一応メモった名称でいいますと「平成23年度越の浦・新浜・浦戸一次管理業務」、そして「有価物処理業務」と、こういうふうになっています。平成25年の1月10日の実績報告書が和田会長さんの名前で出ております。その中に23年度分一括して書かれておって、あとは先ほど言ったように月々の明細が全部載っているんですね、それもペーパー1枚で。まあ、先ほど言ったようにいろいろ青南商事、あれこれ、あれこれというのがあって、最終的に業務報告書が例えば24年の4月分からずっと始まっておって、今お話あったようにそういう報告書がありながらなぜ違うのかということをお聞きしているんです。なぜ違うんでしょうか。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。

今申し上げたとおり、我々説明する側の立場に立ちまして、トータルで7470万4400円が市のほうに全て、市内全域から出たものがこの金額ですよという意味合いにおいてお話ししたかというふうに記憶しているんですが、ただこのようなことで活字になって改めてそれを見させていただくと、我々の説明にちょっと誤りがあったんだろうというふうに思います。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 説明に誤りがあったということだとすると、ではその協議会の平成25年の6月25日開かれたときの、有価物のこの報告というのは何なのかということなんです。これは、2つお聞きしたいと思います。1つは和田会長さんにお聞きをします。その辺を捉えられているのかどうか、正確に承知しているのかどうか。2つ目は、千葉参考人にその点もあわせてお聞きをしたい。

それから最後に、阿部会計事務所さんのほうに、この点について承知しているかどうか、お尋ねをします。

○志賀委員長 伊勢委員、もう1回わかりやすく質問の要点をお話してください。

○伊勢委員 じゃあ、まずお一人お一人から聞きたいと思います。じゃあ、最初に和田会長さんのほうからよろしくお願いします。

○志賀委員長 いや、数字がいっぱい並んでいるんで、ちょっとなかなか聞いているほうが理解しにくい質問だったんで。

○伊勢委員 ああ、そうですか。7470万4400円、これが有価物についての当時の協議会の決算報告の中に入っていると、文章上もね。そうしますと、浦戸の分で先ほど言いましたように993万円が入っている、51万円が入っている、684万円が入っている、本来は金額上も747万円合っていますので、ドンピシャだと思うんです。だけれども、何で浦戸の分がこの中に含まれているのかということです。浦戸分が含まれている。（「トータルの中に」の声あり）はい。そうしますと、5741万円ほどの金額しか整理をしてみると出てこない。決算報告書の中には7,470万円、そういう金額。その食い違いとは何なんだろうということなんです。

○志賀委員長 両方足して7400万円になればいいんでしょう、それがなっていないということなんですか。

○伊勢委員 宮本さんの分も含めて、それから浦戸分も含めて。そして、協議会として市のほうに返還したものがトータルとして7470万4400円になるんですが、その中に越の浦というふうになってはいますが、実際は浦戸分が993万円、51万円、684万円と含まれているのはなぜなんですかと、この辺をお聞きしたい。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。

今委員のご指摘はご指摘として理解できる部分ではありますが、いずれにしても基本となる部分が検収票でございます。あくまでも、越の浦でどれだけの量が搬出された、あるいは浦戸

でどれだけの量が搬出されたということに8円を掛けていただければ、今委員のおっしゃることについての回答になるんじゃないかなというふうに思います。いずれにしてもトータルが、検収伝票のトータルに8円を掛けたものが7400万何がしになります。その内訳が、当然のことながら越の浦では例えば何万トン、あるいは浦戸では何万トン、それに8円を掛けていただければトータル的にその7000万円全体の金額に該当するというふうに思います。

ですから、我々の報告会の一部の説明に誤りがあったということに対しては、大変我々も反省しなくちゃいけない部分だろうというふうに思います。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それは、そのとおりだと思いますね。8円を掛けての金額での算定です。繰り返になりますから、いずれにしても今お認めになったように協議会の報告会ということでの関係で誤りがあったというのは、今千葉参考人の方がお認めになった点ですので、これは改めてそのことはひとつ確認をさせていただきます。

それから、先ほど有価物の関係で坂本参考人のほうから金銭の出入りは阿部会計事務所で行っているというご答弁が……（「違う」の声あり）ああ阿部さんね。わかりました。阿部会計さんというふうに聞こえたものですから。わかりました。じゃあ、それはひとつそこら辺の関係は整理をさせていただきます。

あと、先ほど言ったように前段の質疑の中でもありましたとおり、もう1回展開をするならば、前段の3月20日の日に出された有価物の処理は、この写真が中澤さんのほうから示されたんです。平成23年8月9日から平成23年の8月23日、北浜の4丁目というふうにちゃんと地番が書いてあります。そうすると、この搬入の形で全て持っていったというのが載っていますし、同様に平成24年の1月12日から2月4日まで、海岸通のほうで同様に分けているというのが写真で示されております。そうすると、分けて持っていった。千葉参考人にお聞きしたいんですが、越の浦のこの施工と管理は全て千葉鳶さんのほう、千葉参考人の方で全て取り扱っていたのかどうか、その辺確認させていただきます。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。越の浦については、当社でもって一元管理をさせていただいております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、先ほど前段の質疑にもございましたとおり、分けていって搬入をさ

せたと。しかし、その先を私たち問題にしているわけですね。最終的には、先ほど青南商事の検収票の中では主にはいろいろ説明を受けますと「級外A2」とか「シャー切SB」「級外A2」というのはほとんど鉄、「シャー切SB」というのは鋼板というふうに前段お聞きをしているんですね。そうしますと、先ほど鎌田委員からのお話があった中で不思議に思うのは、そのステンレスあるいは銅はどこ行ったのか、この点が私たちにとっては不明でわからない。その辺について、市は「混合だ」と何度も何度も言っています。先ほど坂本さんのほうでもそういったお話ですが、じゃあその管理をし、そして実際に越の浦の施工もし、管理をしている関係でどのようになったのか、その辺についてお尋ねします。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 先ほどと同じ回答になろうかと思いますが、あくまでも混合スクラップという形をもって処理をさせていただいております。なお越の浦、委員も行かれたと思うんですが、越の浦のあの広さ、あのヤードの広さの中で木くず、コンクリートガラ、鉄くずと言われる混合スクラップですね、あのエリアの中で1日200台以上の車が往来するわけですよ。そうしますと、おのずとやれることというのは決まってくるわけですよ。ですから、市当局との間で協議をする中において、どれだけの量があの越の浦に搬入をされて、いろいろ一連の処理がなされるかということも協議をさせていただいております。ですから、あの狭いエリアの中で混合スクラップを分別して搬出するということについては、なかなか状況的には難しいだろうということで、市当局との間で協議がなされた中で、であれば、これは混合スクラップとしても受け入れてもらえるところがあるのであれば、混合スクラップとして搬出しましょう。処理をしましょうという状況でございます。とてつもない量があそこに搬入してくるわけですから、その事情を、あるいは状況をぜひご理解をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 もちろん、県の用地で手狭だというのは何となくうなずける点もありますし、200台1日搬入されていたということのようですが、一番は確かに場所にいろいろコンクリートガラとか木材とか鉄とか、問題はそういった分けていったものが全部一切混ぜて青南商事のほうに持っていったのかどうかということをお聞きしたいんです。最終的には全部鉄、それから先ほど問題になっているステンレスも全部一切合財混合したもので持っていったんでしょうか。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。まさしく先ほどご説明をさせていただいたとおり、あくまでも混合状態の中で搬出をしております。ですから、青南さんのほうにぜひお尋ね願いたいんですが、目視した検収伝票にはそういうことは記載されておりませんが、目視した中でそれが混載されていたかどうかということ、ぜひご確認をいただきたいなと思います。あるいは、当社が前段での3月20日のお話にもあったように、どこかというようなお話も何かあったかのようにお伺いしていますが、もし万が一、仮の話で大変恐縮ですけれども、当社がそういうことをしているのであれば、ここ二市三町における当然取り扱っている業者がおるわけですから、そこに行ってぜひご確認をいただきたいなと思います。本当に我々が、当社がそのようなことをやっているのであれば、当然のことながらそこには足跡があるわけですから、ぜひご確認をいただきたいと思います。

なお、震災前から有価物の受け入れについて非常に厳密に行われているのが、市場でございます。例えば元請けがどこなんだ、あるいは搬出現場がどこなんだ、あるいは誰が搬入したんだ、運転免許証、並びにトラックの車検証等、全部提示しなくちゃ受け入れしていただけません。そういう厳密の中で、ずっと震災前から我々やりとりしているのが現状でございます。ですからもしそういう事実関係があるのであれば、ぜひそういうところに行って、ぜひお調べいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私は搬入された関係と、今お聞きしたのは千葉篤さんが施工であり、管理者ですねということでの私は確認をしたままでして、じゃあ云々という話ではありませんので、これは誤解なきように、その辺は「施工管理者としてやったんですね」「行ったんですね」という関係ですので、その辺は誤解なきようひとつよろしく願いをしたいと思います。

そういう施工管理者としてやっていらっしゃることは承知をしたわけですが、結局どうしても私たち何度市のほうに聞いても混合スクラップだということからの域を出ません。環境課が要綱をつくって解体したものは、木くず・木材、コンクリートガラ、有価物の3種類に分けたということですが、これはそうすると菊池課長が前段当委員会で述べた要綱づくりというのはいつごろ行われたんでしょうか、協議会との関係、あるいは実際に管理していく要綱というのは。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 要綱と申しますのは、金属スクラップの処理に関する覚書のことでよろしいのでしょうか。（「はい」の声あり）これに関しましては、これまでもいろいろ委員会の中でお話ししているとおり、現場先行で有価物を処理していくという中で、なかなか単価を決められずにいたような状況の中で、あと副市長もお出ましいただいたりして25年の1月10日に覚書を策定したわけですけれども、覚書の策定に当たりまして費やした期間というのは、12月に入って具体的なそういった覚書の内容について詰めていって単価を決めていったという経緯でございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 単価ではなくて、3種類くらいに分けたという要綱がいつごろできたのかということだけなんです。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 具体的な資料はございませんけれども、これにつきましてはもう震災発災から越の浦、あと新浜、中倉というふうに仮置場が順次できていった際に、いろいろ震災廃棄物を搬入しなければならないという中で協議会に協定書に基づきお願いして、越の浦の管理をお願いしたときに市として管理する部分については今言ったコンクリートガラ、あと木くず、あと有価物というふうに決定をした経緯がございます。その他の震災廃棄物については、県の事務処理委託の中で行っているというふうな経緯でございます。以上です。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 ちょっとお答えいたします。これも、あくまでも記録簿によりますと、6月4日に市当局との間で一連の作業フロー、被災建物の解体撤去事務フローについてということでは協議がなされております。それと6月20日……。

○志賀委員長 千葉さん、何年か教えてください。

○千葉社長 ごめんなさい、大変失礼しました。23年の6月4日にまずは協議がなされ、または会の皆さんにその旨お知らせ、報告というんでしょうか、させていただいています。

なお、また再度23年の6月20日に、これも商工会議所においてなんです、これも建物解体と除去に関する協定書に基づいての概要説明とか、あるいはその辺の作業フローといわれる、どのように分別をして、どこにどういうふうに搬入するんだということが一連で会の皆さんにも含めて報告がなされておるとい、記録簿によるとそういう状況になっておりました。以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 大体そういうことで、何と申しますか取り扱いについて進められてきたというの
わかりました。

そこで、大体時間ももうちょっとしかありませんので、この点だけお聞きをしたいと思いま
す。

1つは先ほど資料で、主には資料ナンバー4のところでは先ほど協議会との2400万円ほどのペ
ージ数でいうと409ページのところ、先ほどいろいろと確認をさせていただいた……。失礼し
ました、有価物ですね。407ページのところの上段のところ載っております。それで、市の
ほうに先ほどファイルがありまして、3冊くらいのファイルがありまして、有価物管理業務
というちゃんとした冊子、協議会名のやつが載っております。それは、なぜこちらのほうの
決算報告書のほうに載っていないのか。口頭ではありましたけれども、通常ならばこちらの
ほうの例えば管理、新浜、越の浦、こういうところでの一次管理の費用の中でこれを精算し
ましたよというふうには本来は載って叱るべきだと思うんですが、その辺事務的なお尋ねで
すので阿部会計事務所さんのほうにお聞きをいたしたいと思えます。（「もう一回。ちょっと
意味がわかりません」の声あり）

先ほど、その4有価物4700万円でしょうか、ページ数で取り扱ったと。7400万円ほどね、こ
ういう記載がございます。それでそういう記載があって、しかし一方でこちらのほうの決算
書として一次仮置場の管理費用・越の浦というところで、397ページから次の399ページあた
りまで載っているんですが、そういった市に返還するものはこの中には入っていない会計処
理なんでしょうか。ちょっとその辺だけ確認させてください。

○志賀委員長 手を挙げてから。阿部さん。

○阿部代表 私会計処理しているわけじゃないんで、あくまでもうちの職員が会計していました。
その結果を受けて私が承認しているんで、いきさつについてはわかりません。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、担当の方のお名前というのはどなたでしょうか。

○阿部代表 担当は松田といいますけれども、まずその前に監査報告書という部分が25年の6月
14日に出されていますけれども、これに基づいてやっていたので、そのときに監査委員
の方々が「異状なし」ということを見てもらってお答えしてもらっていますので、異状ない
と思われれます。以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると阿部さん、きょう参考人でお越しですが、実際はその松田さんが大体の監査をして、もう1つはそれぞれの内部の監査の方々の一応目を通して決済したということになるわけですね、理屈からいうとね。そうしますとこちらの、私もちょっとわからないのでむしろこれ千葉さんにお聞きしたいんですが、そうするとこの会計、ちょっと私もこういう会計の仕方があるのかなということでお聞きしたいんですが、これはどなたがおつくりになった会計なんでしょうか。ちょっとその辺、わからないですね。監査は阿部さんですので。

○志賀委員長 手を挙げてから。阿部さん。

○阿部代表 外部監査は我々していましたが、内部の分に関しては協議会の事務担当者の千葉さんという方がしていましたので、それに基づいてやっていました。以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 協議会の千葉さんという千葉さん……、（「とはまた別です」の声あり）別な方がやっていた。（「別ですけども」の声あり）ああ、そうですか。そうすると、その方はこの会計、私も初めて今お聞きしてわかったわけですが、その方は会計千葉さんですか、千葉さんの会計はそういった会計処理についてきちんと精通している方なのかどうか。やはり、企業会計というのはある意味そういう伝票処理という形になりますので、その辺はおわかりになりますか。

○志賀委員長 はい。

○阿部代表 阿部でございます。その件に関してはちゃんとしていましたので、異状ないと思います。以上です。

○志賀委員長 ほかに。ご質問ありませんか。高橋委員。

○高橋委員 何点か質問させていただきますが、私は島民給与について何点かお尋ねいたします。今回、前回資料請求したものについて出ない、ないというお話は冒頭当局のほうからいただきました。その点も含めて、順を追って質問したいというふうに思うんですけども。

まずこの作業日報、報告書についてお伺いしたいんですが、去年の11月27日の参考人聴取のこの委員会では千葉参考人がこの報告書、日報ですね、これ「毎日のように東北重機工事さん、東華建設さんのほうから頂戴しております」と、このようにお答えをいただいております。しかし、前回の参考人聴取の際の津田参考人のお答えでは、業務委託には日誌をつけなくてもいいことになっていると。作業日報ですね、これをつけなくてもいいことになってい

る。結論としては、「なくて当たり前だと思っています」という津田参考人のお答えでした。これ、「毎日のように頂戴している」という昨年11月の千葉参考人のお話と、「なくて当たり前だ」という前回の津田参考人のお答えと矛盾しているわけですが、どちらが正確なのか千葉参考人にお伺いします。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。前回の3月20日に東華さんが出席なされて、そういう発言をされたということでございますが、あくまでも東華さんとしての認識として業務日誌というのはそういう認識だったんだろうというふうに思います。ただ現実的に、じゃあ現場サイドとしてはどういう事務処理というんでしょうか、行われたかといいますと、先ほど今高橋委員がおっしゃるように前回私が答弁させていただいたように、島を担当していただいている担当者の方と常に毎日のように連絡取りながら、その作業状況がどうだったとかあるいは何人とかいうことで、常々ご報告はいただいております。

なお、それに基づいた形で業務日誌といわれるものが取りまとめされた形で提出される、またそれについて我々も週に3回ないし4回島のほうに行っておりましたから、その都度抜き打ちに、人数をチェックしながら、我々は我々でそれを確認をする。あるいは、当局の担当者が我々とまた別の船で行かれるんですが、週に3度ないし4度ほど島のほうに渡られて、我々の報告と現実との間に間違いがないかということ常々確認をしながらやりとりをしていたというのが実情でございます。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 重なる質問になるかもしれませんが、これも前回のこの参考人聴取の際に津田参考人からは、いわゆる業務日報というのは義務ではないんだと。いろいろな議事録によると野帳の何とかという何かメモみたいなやつですかね、それを称して業務日誌というふうに津田さんはおっしゃっていたように思うわけですが、それは当局に提出しているんだというふうに津田参考人はおっしゃっていたわけです。これは当局のほうにお聞きしたいんですけども、同じ前回の会議で「業務日誌については確認はしていない」という答弁がありました。これはどちらが正確なんでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 市としては、協定書に基づき協議会へ業務を委託しておりまして、そういった中で協議会が業務を担当できる各会員業者を選定して、最終的には受託している

協議会から作業の日報の提出を受けているというような状況でございます。ただ、いろいろなやりとりの中で当然精算とか報告、あるいは支払いの関係もありますので、今旧協議会の千葉参考人もお話しいたしましたけれども、環境課の担当者も現場に足を運びながらそういった作業の進捗状況、履行確認状況を見ながら、またそういった日報の確認をして、最終的に提出をいただいているという状況でございます。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 そこで、流れはそれでおおよそわかるわけですが、問題だと思うのは前回津田参考人がおっしゃった業務委託については業務日報はなくてもいいから、その業務日誌、野帳の何とかというそれから抜けている部分は拾い上げて、それでそれを業務日誌として当局のほうに出したというふうに前は津田さんおっしゃっていたわけで、言ってみればそれが抜けている部分のもともとの原簿になるわけですね。業務日報としてきちんと出しているもの以外のわからない部分は、業務日誌として出したというふうに前回津田参考人はおっしゃっていたわけですから。私、前回の資料請求の際には「それが原簿であるから、それも含めて出してほしい」という求めをしたわけなんです。ところが、「それはないんだ」と。頭の中が混在してしまうのは、いわゆる業務日報と業務日誌の違い、それをごちゃごちゃにしていると、いわゆる業務日報だけで当局でいただいているのは終わり、あとは協議会にもそれ以外のものはないんだという話になってしまうので、分けて考えなくちゃいけないと思うんですけれども。このコピーも含めて原簿となる業務日報としてきちんと当局に出しているものとは別の業務日誌、そのメモのような「何人、何日、どこで働いた」というようなもの、そういうのは協議会が一番最初に冒頭資料が出せない理由の中で「各島で業者がやった。業者からの報告をもとに協議会がまとめて、日報として市当局に出したから、協議会としては残っていないんだ」と。そうすると、もともとの原簿というのは各島をやった企業のところにはあるわけですね、当然、そこから起こして報告したわけですから、協議会のほうに。それはないんでしょうか、千葉参考人にお伺いします。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 答えいたします。我々通常、ちょっとこのお話と若干関連することだと思いますが、通常我々はあくまでも最終的に通常竣工書類といわれるものは最終の形がそれで履行確認できれば、それでOKという形で今まで我々業務をしているのが、通常一般的でございます。その原本となる下の部分については、これは提出する義務ということ、あるいは提出し

たこともございません。ただ、今回につきましては我々が事務局として両者から上がってくる業務日誌についてそれを取りまとめする、その取りまとめしたものと、あと両者から上がってきたものの違いがあるかどうかということは、当然のことながら市当局の担当者の方にそれを確認をいただいています。そこに、全く同じものだというふうなことでご確認をいただいたということは、最終的に我々が業務日誌並びに業務日報、あるいは業務報告書ということでされたものが間違いのないものだというふうなことで、ご確認をいただいたということで認識しております。

ですから、そのもととなるものは、我々膨大な資料を常々、これだけじゃ業務ありませんから、島だけじゃありませんから、あといろいろな膨大な書類があるものですから不必要、ごめんなさい、言葉適切かどうかわかりませんが、不要となったものについては処理をしながら、最終的なその書類だけでもって一連の報告をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 その日報と日誌との境目と、それから日誌を取りまとめたのが日報だという報告の形式、メモそのものをコピーして市当局にももちろん提出するというようなことはございませんでしょうから、その違いかというふうには思うんですけども。前回津田さんが業務日誌として当局に出したというようなお答えがありましたので、そこを「じゃあ、それはちょっと違うんだ」ということは確認しておきたいというふうに思います。

そして問題だと思いますのは、前回の参考人の皆さんからお話しを、お答えを頂戴したときにも、要するに膨大な量だというのはもちろんわかるんですけども、もともとの何日に何人が働いたかという、どこで働いたかという、島民給与についてですが、そういうもとの資料、重要な資料ですよね。それをまとめて、今千葉参考人おっしゃったように、もう市に出してしまったから、余計なものでは私もないと思うんです、重要なものだと思うんですが、その最初のメモ的なものも含めた日誌を処分してしまうということはあるんですか、千葉さんにお伺いします。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。今委員のおっしゃったことは、島民のいつ、何月何日に働いたかということの記録ということだろうというふうに思うんですが、私の手元にあります、それは。それと、それに基づいた形での領収書の原本はございます。ただし、前回から申し上

げさせていただいているかと思いますが、あくまでも個人情報という取り扱いになるんだろうというふうに思います。その方が、1万2000円を掛ければその方の収入が当然のことながら出てくるわけですから、ですから私の今の現段階の立場ではお出しすることはなかなか難しいんだろうというふうに思います。なお、島民の方が自分の収入について公開してもいいという方がおられれば、その方についてはぜひ公開したいなというふうに思います。

ただし、我々今まで桂島、並びに野々島、寒風沢の区長さんにその辺のことを協議をさせていただきました。「こういう議会からの要請があるんですけども、このことについて情報として議会のほうに提出させていただくということはどうでしょうか」ということで、協議をさせていただいております。その中において、区長さんが島民の方を代表する形でもって、「そういうことは差し控えていただきたい」ということの、そういう一連の協議があったものですから、高橋委員が今おっしゃるようなことを我々全て「どうぞ」という、出したいという、やましいこと何もありませんから出したいのは山々なんですけど、ただやっぱり島民の方の意思を尊重するという立場から今までそれを出さないで堅持したということでございますので、その辺をご了解並びにご理解をいただきたいなというふうに思います。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 そうしますと、冒頭のこの資料を出せないという当局の趣旨の説明の中で、「市に提出したもの以外にはない」というふうに明言されました、市のほうは。そして、今千葉参考人のほうから「私の手元にみんなあるが、プライバシー・個人情報の問題があるので」という別のご意見、答弁がされました。

当局のほうにお聞きしたいんですが、そうすると冒頭に言った出せない理由は全然違う理由になってしまうわけですが、どちらなのでしょう。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 私は3月20日の日、委員会でこの島民の給与に係る給与台帳について資料要求があったことについて「提出できない」ということをご説明を申し上げた際にも、やはり「雇用簿につきましてはいわゆる出勤簿というものがあるんだけれども、今回資料提出に当たり改めて島民の方々に意向を伺ったことを踏まえて、提出を控えたい」というようなことをご説明をさせていただいております。以上でございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 私も頭の中がぐらぐらしてきて、よくわけがわかんなくなってきましたけれども、

最初の提供できないという説明そのものは、千葉参考人のご意見とはちょっと趣旨が違うということ、もう一度念押しをしておきたいというふうに思います。そして、最後になるかと思いますが、プライバシー・個人情報の問題等々ありますが、この島民給与の問題の発端というのをもう一度考えてみると、もう何度も何度も言っていますがこの実績報告書、別冊6にあるように毎日毎日台風が来ようが大雨が降ろうが日曜以外は、ときには土曜日も休んでいるようですが、島民が1カ月間毎日同じ人数働いていることになっていると。それを突き詰めていくと、今までいろいろな資料を請求しましたが、今回の最終的にはこの原簿に当たる業務日誌、あるいはメモのコピー等々、千葉参考人の手元にあるそうですが、それでもって確認するしか、しかも島民は雨の日は作業はしなかったと島民の方は言っているわけですから、それを明らかに証明するということはできないわけです。そして、これは疑いという問題ではなくて、そういう雨の日も風の日も台風の日も、しかも島民は出ていないというリアルな実態があるのにそれをきちんと証明できないという、疑いの問題ではなくて事実をきちんと確認しなくては私いけないと思います。その点では、また後でこれについての資料請求を別途行いたいと思います。

それから、2点目に同じく島民給与について確認ですけれども、最初にこれは資料の、開かなくても結構ですが、その8の1ページ、2ページに当たるんですけれども、簡略にお伺いします。軽作業と普通作業の違いというのは、どういう違いでしょうか。千葉参考人にお伺いします。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 答えたいします。普通作業員というのは、当然のことながら多少危険が伴う作業が、この場合については普通作業員という位置づけにしております。軽作業員というのは、あくまでも危険じゃないという状況の中での作業が軽作業ということでの認識での一連の報告とさせていただきます。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 そうしますと、1月8日付のその8の1・2ページに軽作業についての月別の人数が載っているわけですけれども、23年の7月はゼロ、8月もゼロ、9月もゼロ、23年の10月に1,195人と突然出てくると。11月が725人と、そして12月以降またゼロ・ゼロ・ゼロ・ゼロと続いて、24年の4月に600人とまた出てきて、その後は5月・6月・7月・8月・9月とゼロ・ゼロ・ゼロ・ゼロ・ゼロと出てとくと。突出してこの3カ月だけこの軽作業の人数が

出てくるわけですが、短期間の1カ月間の雇用にもかかわらず、どういう方法でこの人数を雇用することができたのかが、ちょっとこれも軽作業の人数確認、島民給与に関する人数確認になりますが、これも千葉参考人にお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。表記のとおり的事实でございますので、以上でございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 どのようにして、これだけの膨大な人数を短期間だけ雇用できたのかという質問です。千葉参考人にお伺いします。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。一部において、先ほど基本的には危険が伴う、あるいは危険が伴わないという中での振り分けでございますが、ただしずれにしても1万2,000円という金額が、これはあくまでも限定された中での一連の支払いになっております。ですから、多少はこの辺の金額的なことも含めて多少の配慮がなされたということですので、その辺もちょっと含んでいただいて、その辺をご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 まあ、この単月だけじゃなくて、ちょっとまたがった部分もここにまとめちゃったから、ご理解してほしいという意味なのかなというふうに私は受けとめましたけれども。これは、引き続き考えていきたいというふうに思います。

私の一回目の最後の質問ですが、これは3月20日のこの特別委員会でちょっと1点気になったのは、我々調査特別委員は全員塩竈市議会議員で構成されておるわけです。私たち議員の名誉といいますか、ちょっとそれに関する市長の答弁で合点がいかない答弁があったものですから、市長にお尋ねいたします。浦戸の家屋解体について、あの3月20日の答弁の中で市長は「あれだけの混乱の中で、さまざまな事態が発生しました。特に浦戸島民の方々は、自分の家の証明すべき書類が全部流されてしまって、申請をしたくてもできないという方々が数多くおられました。当然我々はそういった困っている市民の方々の需要にできるだけお応えしたい」と、これはそのとおりで私も大賛成であります。その後「事実議員の皆様方からもいろいろな話持ち込まれましたよね、我々のほうに。あえて申しませんが」と、こういうご答弁をその後続けていただきました。

要するに悪く解釈すれば、書類流されてしまった島民の方々について「何とかしろ」とい

うことを、議員が当局に「あえて名前は出さないけれども、ここにいる議員たちも言ってきたんじゃないんですか」ということなんです、市長のこの答弁の内容というのは。そうしましたら私お伺いしたいのは、それが真意なのか。「あえて申し上げます」というのは、「いるんだけど、言わないであげるよ」という意味なんですよ、この最後の一言はね。こういう事実があったのか、実名で結構です。どの議員がこういう書類を流されたお宅について、当局のほうに話を持ち込んで、ごり押しのような形でやらせたのかどうか分かりませんが、実名で結構です。あるいは、例としてどういう例があったのか、市長にお答えいただきたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 まず、前段の部分についてご説明申し上げます。浦戸については、今高橋委員からお話いただきましたように、申請をしたくてもできないような方々が数多くおられたと。そういった方々について、どういったような手法でそれらの方々の申請を受けつけるかということで、我々のほうでいろいろ事例を調べたり、通達を調べたりしたということについては、この特別委員会でもご報告をさせていただきました。その中で、環境省から出されている通達の中で、まとめることができるのではないかと、まとめられるという理解の上で4件なり3件を一くくりにして取り組みをさせていただいた。このことについては、我々は今回の大震災で被災を受けられました方々、できる限り全ての方々をそういったことで支援させていただきたいというのが、我々のスタート、原点でありました。

今回も、なぜそういうふうに分けたのかというご質問をいただきました。それは、ひとえに被災に遭われました島民の方々をお一人でもお二人でも、何とか行政側の努力でご支援申し上げたいという思いだけでありました。それによって、職員がどうのこうのということじゃないというは、おわかりいただけるかと思えます。むしろ、職員からすればその手間暇というのが実は大変であり、今回なぜ当初からそういったことができなかつたかというようなご質問等もいただきましたが、それらについては全て今申し上げましたような申請書類が整わなかつた。一方では、申請の期日が限られているわけでありますので、その限られた期日の中で申請ができなかつたとすれば、それは全く支援が受けられないということになりますので、そういったことで職員がさまざまな努力をさせていただいたということをお知らせしたいと思います。

後段の部分であります。今回の大震災で、我々は例えばですね、全壊、大規模半壊、半壊、

一部損壊というような階級別に判断をせざるを得ない。当然であります、我々行政としては客観的な取り組みをしてきたと思っております。それは、標準の判断指標が出されておりますので、それらのものを積み上げて、例えば「20点未満でありますので、こういった判断であります」「20点を超えておりますので」というようなお話をさせていただきました。一方では、国の支援の内容であります、半壊、大規模半壊、全壊では中身が全く違う。あるいは、再三ご指摘いただいておりますとおり、一部損壊ということについてはなかなか公的な支援というのが及ばなかったという部分がございます。そういった中で、「ある被災者が一部損壊でぎりぎりなんだけれども、何とかならないか」というようなお話等も、数多くいただきました。我々も二度、三度、調査に入っていました。それで、我々の見落としがないかというようなことも点検をさせていただき、結果としてどうしてもそういった基準に達しないという方々がおられました、ご相談いただいた方には「こういった状況でありまして、大変恐縮であります」というようなお話等もさせていただきました。そういった思いであります。

あるいは、家屋の解体等につきましても、議会の皆様からも「できるだけ延ばしていただけないか」というようなお話を受けて、本市でも期日等を延ばさせていただいたのは事実であります、いずれある時期で切らざるを得なかったということでもあります。で、「市民の方々が知らずにおられました」というような情報も数多くお寄せいただきました。そういったお寄せいただきました情報の中で、例えば塩竈市にお住まいでなかった、遠隔地のほうに避難をされていて、残念ながらそういった塩竈市の期日がわからなかったという方々もおられたようであります。そういった事実関係を我々もできるだけ調査をしながら、もしそういった中で行政の連絡が十分に行き届かなかったというようなことが事実だとすれば、それは改めてご相談をさせていただいたりというような事実もありました。ただ、残念ながら「市内にお住まいで期日が来て、でも何とか」というようなご相談もいただきましたが、そういったものについては「大変恐縮であります」ということのやりとりを、数多くさせていただいています。

今私が申し上げた事例は、ほんの一部かと思えます。そういった恐らくご相談いただいた皆様方も、少しでも被災に遭われた方々を何とか救済をさせていただきたいという思いで来られたものと思っております。私どもも思いが一緒だということで、「皆様方にはおわかりいただけるかと思えますが」というようなことで、申し上げたところでございます。以上で

ざいます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 本当に善意あふれる対策をとられたんだということが、今の市長の答弁でわかるわけですが、ただ指摘しておきたいのは、今私が挙げた答弁は市長が「先ほどの菊地委員の事務処理についてお答えします」という中での答弁でありまして、菊地委員の事務処理についての質問というのはどういうことかということ、浦戸であわせて請求する、合体して請求すると市長も先ほどおっしゃったような3件であるとか4件であるとか、その点についての質問に対して、先ほどの菊地委員の「事務処理について質問します」といった中で、「議員の方からもいろいろな話が持ち込まれた、あえて申し上げませんが」というふうな答弁だったものですから、これはこの問題についての答弁なのかなというふうに私は受け取ったということだけ述べまして、私の質問を終わります。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 繰り返し申し上げますが、まず前段のそういった取り組みをなぜせざるを得なかったかということ、菊地委員にぜひご理解をいただきたいという思いで、私は申し上げました。後段の部分については、一般論として申し上げたつもりでありますので、ぜひ高橋委員にもご理解いただければと思います。以上でございます。

○志賀委員長 ほかに質問ございませんか。菊地委員。

○菊地委員 委員長、何か私の名前が出て今びっくりしていたところなんです、私は資料をいただいた中でいわゆるくくられて請求がなされた。くくられて請求されるのは、島・島単位のだったら、私は「ああ、ご苦労さま」ということでよかったわけなんです、ただそれが請負の業者さんが飛んでいたということなんで、それがちょっと理解ができなかったのでお伺いしたわけです。今回、協議会の事務局長をなされていた千葉様が参考人としてお出でいただいていたので、その件についてちょっと教えていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、今回も資料を出させてもらったんですが、いろいろ桂島、野々島、寒風沢と3件のいわゆる事業をなされているんですが、一緒にくくられて。なぜそういうふうな面倒くさいようなくくりをしたのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。先ほど来いろいろお話が出ておりますが、島につきましてまた

こちらと違った特殊な事情があったということは、皆さんにご理解していただいているんだというふうに思いますが、それを踏まえまして我々市当局の担当者の方と現地に赴き、それでどういう形で危険家屋というものを解体したらいいんだろうということで協議をさせていただきました。その中において、単純に言えば申請された物件を解体するに当たり、申請されていないものがなぎ倒される形でもって、そういう実情もあると。ですから、なかなか非常にこちらとは違うような特殊な事情があったということは、まずはご理解をいただきたいと思えます。それで当然のことながら、島の区長さんと市当局の担当者の方と連絡協議会ということで実際現地に赴いて、「ここをどうしたらいいんだろう」「こうしたらいいんだろう」という中で、一連の協議をしながら現場を進めていったというのが実情でございます。

それと、我々最終的に履行報告ということで業務完了報告書ということで上げるんですが、どのように取りまとめしたかというのは最終的に市当局のほうからご指示をいただいて、この件については3件「こうだ」「こうだ」と。ここにもご質問にあります、例えばの話「本-00054」、これ桂島においてなんです、実際は東華さんのほうで解体をされる。金額にしますと178万5000円と、これに付随した形で「本-000536」、これ寒風沢、これが201万8100円、これは東北重機さんが実際解体をされている。並びに「本-000364」、これも寒風沢なんです、344万円、これも東北重機さんが実際解体をされている。続いて、今度「寒-000381」、これも寒風沢なんです、金額は172万7250円、これは東北重機さんが解体されている。ですから、この4件が合わされた形でトータルが897万4350円というのが連絡協議会のほうに振り込まれると。これについて、実際やられた方のところに分けて、やりとりをする。例えば東華さんのほうの178万5000円がここの中で振り込まれる、お支払いされる、あるいは東北重機さんのほうに718万9350円が振り込まれるというようなことで、これは最終的に取りまとめをしたのは我々じゃなくて、こういう形の1つの案件にしてくださいという指示の中で、一連の業務がなされたということでございますので、この辺をご理解を賜りたいと思えます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 じゃあ、あと今まで当局に「なぜなっていたんですか」と言って、それは当局でやっぱり指示をずっとしていたということの確認でよろしいんですね。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 資料にもありますとおり、それぞれ個別に解体申請書は1件ずつ上

がってきておりますので、それに基づいて環境課のほうでは協議会のほうに業務指示を出して、それぞれその件数ごとに処理をしていただいたということになります。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 私なりに整理をしますと、まず被災された方がおられました。その方は全壊やら大変な思いで、大規模半壊やらで今まで住んでいた家屋なりを解体せざるを得ないということで、申請をしたと思います。それを受けて、多分行政側は協議会のほうにその物件なるものを調査を依頼したと思います。そして、その調査依頼によって現実的に行政とのやりとりで行政側がそれをもとに積算なり何なりをして、業務指示ということで解体のお願いを協議会のほうにしたという構図だと思います。それが普通だと思うんです。

しかしながら、先ほど来思っているのが、なぜ東華さんなり東北重機さんが島中心にやっていますよというところを理解していたんですが、それがたまたま別な業者さんが例えば寒風沢さんと野々島さんに分かれているとすれば、それがお互いのをやったりして、先ほど区分けして払うと、なぜそういう面倒くさい業務、それでなくても大変な災害で、皆さんも事務処理が困っているのになぜそういうふうに、島単位でなぜできなかったのかなというのが私はどうしても理解できないんですね。ですからその辺が、その島同士でくくりに4件も5件もくくって解体してやりましたよというんだったら、そいつはやっぱり効率的にもいいわけですからそれは「ああ、そうですね」となるけれども、なぜ島を越えて業者さんの枠を越えてやったのかなというのは、それが私には理解できないんですね。

ですから、この話だって当初からそういうふうな話がされればいいのに、資料をいただいて本当に皆さん一生懸命なさっていたのもわかるんですけども、ただそういった面で面積が違って「どうなんですか」ってお尋ねしたら、「くくってやりました」というのが発端だったんで、その辺がどうだったのかという問題だと思うんですが。市民から聞かれて「そうなんですよ」と、私たちが何でも市民のために発表できるような、そして納得して発表できるような説明があればいいんですが、「菊地、お前が理解力が足りないからだ」と言われればそうかもしれませんが、ただなかなか頭の中に入れてる過して、それを市民の方に「こうこうだ」と説明するというのは、私はちょっとなぜそんな面倒くさい、あの混乱の時期にという思いがあるんですが、その辺市民に対してどう説明していったらいいのかなという思いだけなんです。何か明快な回答があれば、お答え願いたい。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 このまとめて解体したという経緯につきましては、これまでも市長初め部長、そういったことで説明申し上げておりますので。まとめて解体した中で、本当になぜ島ごとにくることができなかつたのかというようなお尋ねだったんでございますが、本当にこれは環境課としてもその当時、そういうふうな整理の仕方でも島ごとにまとめてくくってというような発想が、やはり正直そのときにたくさんの膨大な件数を抱えて年度末に支払いをしなければならないという中で、その辺のちょっと配慮までいかずに、各島でまたがっていてもまとめてとにかく事務処理を行ったというのが実態ではなかろうかと思えます。そういった中で、協議会のほうに個別には当然業務を行っておりますけれども、「これこれ、この件数をまとめて会計のほうに支払うので、そういう形で取りまとめをお願いしたい」というふうに協議会のほうとやりとりをさせていただいたというのが実態であります。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 何となく消化不良的に思っています。

それで、あと今回膨大な資料、本当にありがとうございました。それで確認をしたいんですが、今はないんですが前の総務部長さんから、いろいろ島の解体の件数だのもお伺いしていたわけなんです、それでちょっと今回の資料の中でいわゆる全壊、流出というふうにいっぱいあるんですが、その全壊して流出したその物件というか建物というのは、解体なんですか、それとも流出で処理したんですか。その辺がちょっと私は理解できないんですが、流出しているものまで解体ってなったものなのか、その辺教えてください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 浦戸の場合ですとやっぱり津波の被害がかなり甚大でありましたので、敷地から離れて別な場所に家移っていったというか、そういった被害があったというようなのが大半であったかと思えます。そういったものにつきましても、所有者が特定されるものにつきましてはできるだけこちらのほうで調査をいたしますし、あと今言ったようにそういった解体申請書が上がってきておりますので、こちらの解体申請書にもありますとおり瓦れき状になっているものもあつたり、1階がつぶれていても「貴重品があるので探したい」とか「立ち会いたい」とか、そういった申請書にお願いがいっぱいついてございますので、そういった島民の要望を聞きながら立ち会いをできるだけしていただいて、そういった流出といいますか移動した家屋についても、できるだけ解体のほうで処理をさせていただ

たというのが実態でございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そうしますと、今回の資料では7件ほどが全壊・流出となっているんですが、これも瓦れき処理じゃなくて解体という処理にしたということによろしいんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっと、1件1件個々に説明することはできかねますけれども、今言ったように敷地外に流出した家屋等も所有者を特定し、調査・解体等を行ったりしておるということで、協議会からの報告も受けておるところでございます。

繰り返しになりますが、多少瓦れき状につぶれたようなものもありましたけれども、そういったものも所有者を特定し、了解を得ながら、解体として取り扱いさせていただきました。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ確認をしていくと、なかなか「理解してください」と言われてもできないというのは、最初のほう聞いたときは「瓦れきは瓦れきで業者さんに頼んでいましたよ」というんですが、そうすると浦戸の四島五部落での全壊、大規模半壊、半壊とかそういうもの、あとその中にも今回出ていましたように全壊で流出というのも全部解体の面積やら何やらで積算されてきているというから、「ええ」と。何を基準として我々が、このまとめたやつが大体800万円以上の金額がそういうふうになっていますので、何を基準として解体、あと莫大な瓦礫の処理をしたのか、その辺のすみ分けがなかなか理解できませんのできょうお伺いしているわけなんで、どうなのかなというふうに思っています。

何度も言いますとおり、業務指示書というのが出る、その業務指示書のもととなるのは協議会さんをお願いしたと思うんですよね。だから、そのところの検収をどうなさっていたのかなというのが、1つの思いがあります。四島五部落それぞれの、桂島・野々島・寒風沢・朴島被害があったわけですが、寒風沢は船着場あたりが全面的に、そして桂島は表浜の道路のところまで言っているというふうになっていますので、その辺の割り振りとか分け方が全然理解できないで、はいと。ですから、この委員会が始まったときに、検収というのをどうしたんですかというのが私たちの最初の質問だったと思います。その検収を積み重ねて、今があるんだというふうに理解したいわけなんですけれども。その検収という言葉、それをどうしたのかなというのがなかなか理解できませんし、前回の特別委員会でも参考人さんに来ていただいたときは、そのまとめてやってどうのこうのというのは全然わかんなかったと。

それは社長さんだからわからなくて、事務担当者の方がそういうのを理解していた、どうのこうのというのがありました、そういった意味でどういうふうにくくられて、そしてそれがどういうふうに分けられたのかという、その辺が一切わかっていませんし、どうなのかなというのが私の知りたいところです。もしこういって、「この案件はこうで、こうで」というのがわかれば、教えていただきたいと思います。お願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 菊地委員お尋ねの瓦れきとの委託の区別が、ちょっとなかなかつきづらいのではないかとのお尋ねでございます。確かに、浦戸の場合ですと道路のほうにもたくさんそういった家屋が流出したりしているのもあったかと思われれます。ちょっと今1件、1件道路のほうに流出というようなところの件数は明らかではありませんけれども、瓦れき処理清掃につきましてはこれも協議会のほうに委託をお願いをしておりますけれども、基本的には今後来るであろう、来ているであろう救援物資とか生活物資の運搬、そういった生活導線を確保するために、また解体がこれから本格化していきますので、そういった解体に向けて重機を入れるように、そういったことで仮置場にあとなる予定の場所までのそういった障害となる瓦れきを片づけていったというような形でございます。民地につきましては、当然ながらやはり所有者の同意とかいろいろありますので、そちらのほうまでは手をつけるようなことはしていないというようなことでございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ちょっとやりとりがあれなんで、千葉参考人さんにお伺いしたいと存じます。教えていただきたいと思います。11月のこの議場での答弁の中で、我々は業務指示書あるいは解体指示書というものを当局からもらい、それに基づいて解体していく。だけれども、そのもととなるものは先ほど来塩竈の当局がいわゆる市民から解体をお願いしたいんだ、どうだということを当局に、当局からこういう物件を確認してください、積算してくださいということで、そういう流れで千葉参考人さんもそれでよろしいんですね。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。今委員からのご質問でございますが、現実はどういうことだったかということで見させていただきますと、まずは依頼のある物件については現地調査をさせていただきました。現地調査に基づきまして、図面等も作成させていただきながら、それを市のほうにご報告をさせていただいて、あくまでも調査業務委託という中での一連の業務をさ

せていただいております。

あともう1点、どうしても被災されてなかなか申請にまで至らないとか、いろいろな状況のある物件については先ほど来ご説明をさせていただいているとおり、市当局の担当者の方、それと連絡協議会、それとそこの区長さんということで一連のずっと協議をしながらさせていただきながら、この部分についてどうしましょうとかいろいろなことを協議を重ねさせていただいて、実際は当然そうは言うものの現場的にはもう流れて、もう処理をされているという、周りの環境はそういう状況でもありますから、今度そこの島を担当した方が現地調査をしながら図面を起こしたり、あるいは図面をなかなか起こすことが難しいというものについては当局の方に謄本といわれるものを図面化して、それで業務指示書という1つの流れになっていく。それで、最終的に業務指示書ができ上がった時点で解体という流れになっていっております。それが実情でございますので、どうかご理解を賜りたいと思います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。いろいろ流れ的にはっきりしているんですが、今回もこの膨大な資料、これは当局というか環境課がまとめた解体の資料なんですか。それとも、これは協議会さんとの一連の事業の指示書なり何なりのファイルから、抜き取ったのまとめてくださったのが当局さんなんですか。それとも、いわゆる前協議会さんというか、千葉鳶さんのほうでこの資料をつくってくださったんですか。そのことを確認したいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 今回の資料につきましては、環境課にあるもので提出しているものでございます。当然図面とかそういったものにつきましては、協議会にお願いして出させていただいて、環境課が報告として持っているものということでございます。解体の依頼書でありますとか登記簿謄本とか、あと身分証、罹災証明等は、できるだけ島民の方から頂戴したり、後日もらったりとか、そういった形で環境課のほうで持っている資料でございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 102件以外と書いてある今回の資料、本当にここまで細々と書類からそろえたりになっています。それで、これが行政側がまとめてくださったというのであれば、解体前と解体後の写真が載っていないというのがどうなのかなと。そして、特に先ほど言った津波で流出している、全壊・流出というのの写真が見当たらないんで、なぜなのかなという疑問を抱

きます。それで、11月の資料にはほとんどこのように事細かに解体の様子やらが載っているんですが、なぜ、資料が膨大だから載せなかったんだよというんだか、その辺がどうだったのかなというふうに私がちょっと思いを馳せているところでございます。

私も、ある物件でちゃんと写真が解体前、業者さんはいいませんけれども、こういうふうに通知が解体終わってから「受理しましたよ」と、解体済受理票ですね。それから、あと業者さんから来たのは「ちゃんとあなたのところは滅失証明します」、あともう1件は解体前とあと解体後の写真がこういうふうに出されています。そういうのがあれば「ああ、こうだな」と思うんですが、先ほどの流出関係だのというのはなかなか「理解してください」と言われても、そして流出の家屋の写真等がないというのはなぜなのかなと。私は、業者さんは本当に一生懸命なされて、1件、1件の物件についてだてくくろうが何しようがみんな写真撮って全部やったと思いますよ。それがなぜ出てこないのかなというのが、なかなか私は理解できないというところなのです。

時間もないようなんで、あと質問の機会があればまた続きしたいと思います。以上で終わります。

○志賀委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時25分といたします。

午後 3時04分 休憩

午後 3時25分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には質疑を行う参考人の氏名、資料名称、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

志子田委員。

○志子田委員 じゃあ、私からも何点かお伺いします。きょう参考人さん来られているので、聞きたいと思います。

それで、きょうこの特別委員会をするに当たって参考人さんのほうにも案内状が行っていると思うんですけれども、この特別委員会のほうからも大筋こういうことを質問しますという項目の中で、この別紙あるんですけれども、3番目で連絡協議会の解散の経緯についてということについてお尋ねしたいと思いますので、きょうは連絡協議会の元会長さんの和田社長

さんお出でするので、その連絡協議会が昨年の3月で解散になりましたけれども、そのときの「こうこう、こういうことで」という、前の説明では「もう仕事も大体終わったし、目鼻ついた。それで、こういう協議会ということでも、もういけるんじゃないかということで解散に至った」という説明を聞いておりますけれども、なおきょうの委員会にお出でになられているので、その当時の協議会解散のときの「どうしてこうやって解散するのか」とか、あるいはその当時のメンバーの方への説明の仕方なんかについて確認したいと思いますので、教えていただきたいと思いますので、和田社長よろしくお願ひします。

○志賀委員長 和田さん。

○和田社長 答えをいたします。この解散の経緯につきましては、昨年9月20日に参考人招致の折、私のほうからもお話を申し上げております。また、二、三の委員の方からも同様の質問をいただきまして、お話をさせていただいております。詳しくはその辺の議事録をご参照いただければと思いますが、あえて今ご質疑でございますから、補足というかそういった点でお話を申し上げます。

解散の協議につきましては、24年の10月ころから工程等々の見合せ、あるいは家屋解体の申し込み、進捗状況全てを勘案して、どんな方向かなということで協議をいたしておりました。その協議の折には、当然環境部のほうから前部長さん、あるいは前課長さん、星係長さん、あるいは担当の方がお出で、私どもの会としては私と事務局の千葉と、それから中倉にもこのことがありますから、お世話役をしていただいておりますリサイクル会の坂本さんと塩釜清掃センターの鈴木さんということで、その状況把握に努めながら協議をさせていただいております。

最終的には、翌年の25年3月27日に市のほうに赴きまして、この最終的な協議というか申し入れをさせていただいております。それについては、要するにこの10月前段のところでもお話があったものですから、どの時点で終息するのかなというふうなことの中で、10月の折も3月くらいが一番妥当かなというふうな、物量からいってもそうだろうというふうなことで協議をして、最終的には今申し上げた3月27日に前段で協議会の役員会を開催し、見解としては一致した方向で3月31日がよろしいかなということで、市のほうに赴きまして副市長さん、あるいは部長さん、課長さんを交えての協議をさせていただきました。その経過については、前回の9月20日の中で詳細について申し上げますので、ぜひご参照いただければと思っております。

また、周知の方法についてご質疑ございましたが、いずれにせよ、確かに全員のメンバーに事前に協議が行き届かなかったという事情についても9月20日にはご説明してありますが、いずれにせよ私どもとしては最終的な決算報告等もございましたから、6月25日に以前お目にかけてました報告書をお出しして会員の皆様にお諮りをし、また私のほうからは冒頭のご挨拶の中では協議が十分皆さん方とスムーズでなかったことについてのおわびはさせていただきました。それで、改めてその最終の報告会の折には、主要な議題としては解散についてのお話を申し上げ、そして決算の数字についてもお話を申し上げる中で、会員皆様方にご質疑をお諮りいたしました。ほとんど質疑がなかったように記憶をしております。そういうことからすると、私どもは今言ったような解散の経緯の説明と決算の報告については、会員皆様多数決の中でご了解いただいたと、こういうふうな認識に立っておりますので、あえて繰り返すことになるようでしたが、9月20日のことと折り返わせて補足的なご説明をいたしました。以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。前にも聞かれたんじゃないかということで、また同じことを聞くのかというような私の質問でございましたが、確認のため今質問させていただきました。そこのところ大事だなと思うのは、それで解散になられて、2年間くらいの活動でございましたけれども。それで、決算書のことで6月に決算で、そのときには決算書を出して協議会のメンバーの方にも了承いただいたと、今社長さんのことでございましたけれども、この特別委員会のほうには確か決算書のほうは出してもいいようなことは言われていたと思うんですけれども、直接決算書という形では私また見ていないような気がしたものですから。

それで質問は、きょうお出でになっている外部監査の阿部会計事務所の阿部様にちょっとお尋ねしたいんですけれども、23年度の決算書あるいは24年度の決算書、2年間の決算書を会計事務所ということでやられたと思うんで、決算書をつくったのは会計さんでなくて監査だけしたんだというのかもしれませんが、専門家の方がということでお聞きしたいんですけれども、この連絡協議会は権利能力なき社団法人というんですか、そういうことで非営利団体的な性格を有しているということですから、税務上の義務という点からこの23年度の決算、24年度の決算、2年分合わせてどのような国税とかそういうものに対する税務報告の義務の点について、どのようにご指導なさったのかお聞かせ願いたいと思います。

○志賀委員長 阿部さん。

○阿部代表 今の件に関してお答えいたします。

まず、我々は巡回監査という制度を持っているんですけれども、巡回監査とはという話をまず先にさせていただきます。「巡回監査とは、会計人が加入先企業を毎月訪問し、会計資料並びに会計記録の適法性、整然・明瞭性、適時性、正確性を確保するために、会計実務の真実性、実在性、完全網羅性を確かめ、かつ指導することである」ということでございます。それを受けて、我々は依頼を受けたのが24年の1月19日でございます。そのときに、会計監事していました晃信の和田野さんが会計をしていたみたいなんですけれども、なかなかうまくいかなかったということを含めて我々のところに依頼が来ました。4月分は2月3日、5月分は2月8日、ずっとやりまして、3月分に関しては……、毎日のように行っていました。毎日のように行って、まず帳簿、帳簿に関しては現金出納帳、普通預金出納帳、あと仮受金という科目を使っていましたので仮受金の入金を確認していました。あと、経費科目については協力金1%をいただいていたということがありましたので、それに伴って領収書、振込用紙について常に確認しておりました。それで、記帳ミスがあった場合においては、適切に処理するように指導し、訂正してということをお我々確認しております。

それを受けて、23年分に関しては24年の9月14日に監査会を開いております。それで、もう1回してくれという話がございます、24年の10月2日にもう1回監査会を開いております。24年分に関しては、毎月おじゃまいたしまして5月27日に監査会、6月14日に監査会をもう1回開きまして、6月25日に報告会をしましたということになっております。

以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。ということで、先ほど和田社長さん言われましたように6月に決算報告出されて、監査会のほうもやられてということで、全部の会計が終わったという処理かなと思います。

それで、もう1度阿部会計さんでもいいし、和田社長でもいいんですけれども、結局税務報告という義務問題では利益が出なければ、そういう普通の一般の法人みたいに、そういう納税のための申告はなされたのか、なされないのか。する必要がなかったのかどうだったのか。利益ということは、出ないという団体だと思んですけれども、どのような……。ということは、最終的な決算書がこういうふうに出ましたよということで、決算書がこの特別委員会

のほうで「このとおりになっているんだから、これどこ見ても何も、今話題になるような問題は何かないんです」と言えば、もうここまで委員会きょうで12回目です。12回やったけれども、「何もありませんよ、すっかりこの数字見てください」と言えば、これはこれで私は納得できると思うんですけれども。まだ、最終的に何回か前には決算書は6月以降に出すとやったまんま、そのまんま決算書としてのこの……。

○志賀委員長 志子田委員、決算書でなくて決算資料。

○志子田委員 決算資料、済みません。決算資料としてこの委員会にこれだけいっぱい資料をいただいているんですけれども、肝心のその23年度分、24年度分の決算資料というのをまだお出しになっていないと思ったんですけれども、出していただければもう何も審議することも何もありませんというところが、皆さんにわかってもらえると思うんですけれども、その辺のお考え。決算資料のことと、それから申告はどうなされたのか。この2点お願いします。

○志賀委員長 阿部さん。

○阿部代表 阿部でございます。今の点についてお答えいたします。

まず、復旧協議会はあくまでも「人格のない社団」といいます。それで、納税義務は負っていません。それで、1%に関して通常入ってきたものは全部仮受金にしていました。出ていったものは、仮受金の出しにしました。それで、差額部分の1%の部分の部分を皆さんで調整して、最後は皆さんにお返しして終わりということになっております。それも含めて、決算書は出ていると思いますけれども、事務局のほうに。出ていますよ。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 そうすると、事務局の方のほうからちょっとこちらの特別委員会のほうには資料でお出しになっていただいたのか。私もらっていなかったような気がしたんですけれども、あるいは出し漏れされていたんですしたら、きょうの審議を契機にお出しになることができるのかどうか。

○志賀委員長 志子田委員、報告会で出されている報告書の決算資料ということなのか、要するに決算関連に基づいたその他の資料なのかということ、明確にお話してください。

○志子田委員 どちらのほうでもいいんですけれども、税務申告されたほうでもどちらでもいいんですけれども、そういうものは委員会に出していただけるのかどうか、お願いします。

○志賀委員長 阿部さん。

○阿部代表 通常税務申告書と違いまして、普通の決算書とまた違います。ということで、1%の枠の中でどのようにどう配分しましたかということが、個々の協議会の決算書になっております。その部分は皆さんに出していると思いますので、見ていただければわかると思います。以上です。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 関連してお答え申し上げたいと思います。

志子田委員さんがおっしゃっている、その1%以外の業務の決算報告書という部分についてお答えしたいと思います。少なくとも協議会のほうからは、その報告会で2カ年分のお金のおし入れについて当局のほうに報告いただきまして、そしてその資料を25年の7月12日の当特別調査委員会のほうに、資料(その4)として提出させていただいております。ページ数は350ページから、最後の議事録も含めて417ページまでの部分で報告をさせていただいております。ここには全て危険家屋解体、あるいは事務局経費、あと委託契約分等々、市のほうで支払ったお金等につきましてはその収支について報告したということ、報告を受けております。以上であります。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。いっぱい資料があったものですから、決算書出たのかなと思って。

こういうふうに全部資料としても決算書も出て、全部つじつまが合って、会計監査のほうもいいということになれば、その書類は全部正しいんでしょうから、そういう疑問点は出てこないかなと、そういうふうに思います。

あとそれから、税務報告の義務がないということになると、法律上の、解散してもそういう義務は全部果たしたというふうな理解でいいのか、その辺のところ教えていただきたいんですが、お願いします。

○志賀委員長 阿部さん。

○阿部代表 けじめといたしまして、4月開始の3月末日をもって決算期にしましたので、3月31日をもって、この場合は3月30日なんですけれども、3月31日をもって締め切るということにしたようでございます。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもいろいろありがとうございました。

じゃあ、あとちょっと別な点、違った角度から。きょうはリサイクル会の坂本社長さんもお出でになるので、ちょっと有価物のことについて教えていただきたいと思ひまして、お聞きします。

それで、最初の3名の方も有価物で聞いていますけれども、また改めて。前回は、坂本社長さんは11月27日のこの委員会に出席していただいて、いろいろお聞かせ願ひましたけれども、そのときに私、ちょっとそのときの発言の件で気になったのがございましたので、「別売り」という言葉が出たものですから、きょうの今までの審議の中では青南商事さんのほうに取りにきていただいて、リサイクル会のほうで積み込みとかそういうことをやって、全部混合スクラップということで出しているから、いろいろ規格は分けていませんと。あとは、青南商事さんのほうで企業努力の中で、いろいろな種別に分けるのは企業努力で、それなりの単価は変わったとしても持っていくときはごちゃ混ぜなので、単価は決めた単価でそれ以上分別するほうのお金がかかるから、それはそれでというようなことかなと思ひました。

私も委員会ですつと聞いていることは、単価のことは別に市のほうと決めたんだから、それはそれで決め方だから、企業努力というのは私はそれなりに認めるべきだなという立場ではあります。ただ、1つ私がすつとこの有価物のことで聞いているのは、数量のことでちょっと実際に出た数量よりも少ないんじゃないかなという気がしたものですから、そういうことがあり得るのかどうか。

それで、まず最初に坂本社長さんに別売りというものがなかったのかどうか。あったとしたら伝票出てくるわけですから、ないということなんでしょうけれども、実際にはいっぱい一次仮置場でもどこでも出ていたような気はするんですが、全部混合スクラップということで出したからそういうのは、鎌田委員も聞いていますけれどもアルミも銅もなかったんだ、別売りもなかったんだということなんでしょうか。ちょっとその辺のところ、何かアルミとかというところの部分の数量が、有価物の全体の数量から減ったような気がするんで、どういう取り扱いで、例えば中倉のほうでしたと、いろいろもうごちゃごちゃになっているんで、実際にはこういうふうの中倉から越の浦に持って行って運んだのか、中倉は中倉だけで行ったのか、どういうふうに。あるいは、新浜町の一次仮置場のときは、新浜町の一次仮置場からどうやって積んで持っていったのか。全部リサイクル会さんのほうでやられたのかどうか、その辺のところお聞かせ願ひたいと思ひますけれども、願ひします。

○志賀委員長 坂本さん。

○坂本社長 今志子田委員の質問ですけれども、私のほうは協議会さんのほうから指示を受けて、車の配車とかそういうものをしてまいりました。そして、私ら立ち会ったわけではない。あともう1つ、皆さん方にもう1回説明しておきたいのは、中倉はあくまでも私ら選別のほうで、スクラップのほうなんかは搬出しませんでした。それで越の浦、新浜、あとは浦戸ですか、そういうことについてはみんな指示に従いながら大型で運んだので、選別とかそういうものはしていませんので、入っていないと私は言い切れません。結局ああいうスクラップの中ですから、いろいろ混合して入っていたと思います。

先ほどから説明しましたけれども、青南さんのほうではそのままシュレッダーにかけたりなんかして、自動選別機にはかって、そしてあとは作業員たちがコンベアの上で選別すると。あと、大きなものは電気で皆飛ばしますから、非鉄金属は。あと残るのは自選機でもって皆鉄類は取るし、ごみはおろすしということで、機械でもう自動選別しております。そのようなことで、今志子田さんの質問に答えられたか何だかわかりませんが、リサイクル会のほうではそのような処理をしたので、あくまでもその辺はわかりませんので、ひとつよろしくをお願いします。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ちなみに、坂本社長のところはこの塩竈市関係の前協議会のリサイクル会という仕事のほかに、株式会社豊島さんとしてまた別に本来の業務は本来の業務としておやりになっているんで、豊島さんとしては独自に企業努力で別売りということはちなみにあったのか、なかったのか、その辺教えていただいてもいいですか。

○志賀委員長 坂本さん。

○坂本社長 きょうは、リサイクル会のほうで呼ばれたんだか、株式会社豊島でいいんですか、その辺をはっきりさせてもらわないと、私もここで話すわけにはいきません。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうも済みません、失礼なことを聞きました。

そういうことで、市の環境課のほうにお聞きしたいんですけれども、そうすると今坂本社長が言われましたけれども、越の浦と浦戸のほうはリサイクル会としてはやったんだけれどもということでしたけれども、中倉は最初のころ、中倉の有価物というのは最初の時点、越の浦が決まるまで、それからそれ以降のことで、結局じゃあどこが、リサイクル会さんでなかったのか、どういう指示をして中倉に集まってきたこの有価物は、どのような指示で市とし

てはやったのか、確認のためもう一回教えてほしいんですけども、お願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 中倉につきましては、最初からスクラップを搬入する場所としてあったわけではございませんでした。それぞれ中倉も震災発災から仮置場という形では動いてはおりましたけれども、あと越の浦とか新浜、新浜がそういった形では瓦れきの搬入とかが多くあったようでございます。そういった中で、越の浦のほうが仮置場が整う、県との協議が整って供用できる中で新浜にあったものを、あそこは加工団地あるいは住民等も近いということで、できるだけ早くあそこは撤去してほしいという要望もありましたので、そういった新浜にあった瓦れきにつきましては越の浦のほうにそのまま移したり、あるいは有価物を整理したりして、越の浦のほうに全部搬入しているということに、中倉のほうには行っていないというのが現状でございます。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 それで、もともと中倉に運んできた瓦れきの中にも有価物あったと思ったんですけども、最初から中倉に集った有価物はどのような流れで、フローチャートで有価物が処理されたのか、もう一遍教えてください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっと済みません、説明がちょっと足らなかったところもあったんですが、25年度に未処理瓦れきが残っているということで、これは県のほうにお願いするような形で処理するというご報告させていただきました。あそこに残っている瓦れきが、本当に発災当初の瓦れきが一番最初にあそこに、第1次埋立というところであそこ終わっているところでしたので、そういったところに搬入して、それが一番後回しになったというような経緯がございました。それにつきましては、県のほうで処理する中で有価物、スクラップもその未処理瓦れきの中からは出てきているということで報告受けておりますので、またそれは精算確定次第お知らせしたいと思っております。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。だから、中倉の有価物の流れだけがよくわからなかったもので、そうすると25年の3月までやってみて、まだ残っていたのと。その前は、有価物としては処理しなかったということでもいいんですか。それ聞いて、終わりにします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 中倉の現場もごらんいただいたかと思いますが、第2期分の上のほうで宮城県に委託しておりまして、宮城東部JVという共同企業体が奥のほうでいろいろな選別作業をして、中倉からリサイクルできるものを搬出したりしているというような内容でご報告させていただいております。そういった中で、あそこに持ち込んだのは瓦くず、陶磁器くずとか木くず、そういったものもございましたけれども、そういった中でも有価物の発生は報告という形ではございますけれども、それもあわせて報告させていただきたい。ただ、その量に関してはタイヤのホイールとかそういったものも含めて、そんな大きな量ではないということで報告受けておりますので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 ほかに質問ございませんか。田中委員。

○田中委員 じゃあ、私のほうからも1点ちょっとお聞きします。

25年7月12日、その4の資料の405ページです。監査報告書というのが出ているんですよ。ちょっと読ませていただきます。「監査報告書。協定書に基づく委託業務及び随意契約の平成23、24年度の歳入歳出並びに業務について監査の結果、帳簿並びに書類等が正確に適切に処理されていたことを認めたので、報告いたします。」、平成25年6月14日付で2人の監査委員の名前で出ております。そこに米印というのですか、附帯事項ということであることをちょっとお伺いします。「平成23、24年度の解体業務に伴う有価物の処理について、一部業者の不適切な処理が認められました。この件を審議していただくことを提言し、その結果により市当局及び議会へ報告し、業務完了としてください」と書いてありますけれども、このことはどのように審議して、どのように感じられてこのような文言が書かれたのかをお聞かせください。以上です。

○志賀委員長 誰、じゃあ阿部さん。

○阿部代表 監査報告書の件について今お尋ねございましたけれども、我々が1%の段階で処理しているうちに、何か所かの業者の方々が納められていないということがわかりましたので、どなたかはわかっているんですけども、この場では言えません。それで、何社かの方々が納めておられないということがわかりましたので、これを一応文書を出しましてご報告してくださいということにしてあります。以上です。

文書を送りましたということです。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 「解体業務に伴う有価物について不適切な処理」というのが、要するに1%の手数

料云々の話なのか、有価物そのものの処理なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。9月20日のときにもちょっとお話をさせていただいたかと思いますが、ある市内の業者2社の方に不適切な処理がなされているんじゃないでしょうかということで、お話をさせていただきました。お話をさせていただいたというよりは、資料も添付した形で「この分についてどうも搬入されていないような記録なんだけれども、それについてどうでしょうか」ということで協議をさせていただきました。ところが、その業者の方は「いや、納めているんだ」ということでのご回答でしたので、「いや、納めていないんじゃないでしょうか」ということで、一連のお話をさせていただいたんですが、どうしても時間的な制約の関係上、監査人に報告をさせていただいて「こういう実情なんだ」ということで、お話をさせていただいた記録がこういうことでございます。あくまでも、相手からすれば「納めたんだ」、こちらからすれば「いや、違うんじゃないでしょうか」ということでの一連のそういう状況だったということで、ご理解をいただきたいと思います。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると協議会のほうでは有価物の、要するにある建物がありますよね、その建物の中に有価物が存在すると。その有価物を搬入された記録がないということの話で受け取ってよろしいのか、それとも1%の話の中でお金をいただかないとかいただいたとかという話なのか、そこら辺をきちっともう一度確認していただきたいんですけれども。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。あくまでも、これ有価物が納められていないんじゃないだろうかと、1%のこととは関係ないということでご理解を賜りたいと思います。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 ということは全ての建物が、今の1つの事例として聞いたことなんですけれども、全ての建物にどれくらいの有価物があるかということは、業者の方々はわかっているということだと思います。それが現実なのかということの、ちょっと確認だけ。もしどのような資料があれば、それがわかるのかということだと思っているんですよ。結果的に、有価物がこれだけの量だったということことが大事なのか。資料として見たときに、これだけの有価物がこの町の解体から出てくるんだという類推ができるものなのかということ、ちょっと知りたいものですから、お答えお願いしたいんですけれども。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。その全体的な量については、当方ではその辺は承知していないところがございます。なお、一般的に業務指示書にその分のトン数とか、そういうものは記載されている。当然のことながら、それで精算されているわけですから、その物件、物件にはそういうことが明示されているということで、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。物件の指示書さえ集計すればわかるということだと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。2回目どうぞ。鎌田委員。

○鎌田委員 じゃあ、午前中の一番最初の質問から。ああ午後一番ですね、2回目の質問をさせていただきます。

主なところで2点あるんですが、協議会の千葉局長さんが言われた話、1回目に私の質問ではなかったんですが、1日多いときには越の浦に200台くらい搬入されているという話がありました。そして、これについてはやっぱり対応としておのずから決まってくるという、そういう回答がありました。これについては、いわゆる最後まで話を聞いていれば、混合スクラップとしてという話でありました。でも、おのずから決まってくるという言葉聞いて、私は「ああ、おのずからこれは分別して搬入すべきだ」というふうに決まったのではないかと、私はそう思ったんですが、その話の中で23年の6月4日、それから6月20日にこの協議会の業者の方を集めて分別の方法やら、先ほど思うんですが、作業のフローも決めたという話をされています。

この中で、私前半で言ったんですけれども、おのずからやはり分別して搬入しなさいという指示が、もうここで決まったのとは違うのかなと。やはり合理的にごみを集めて、あそこの中では狭くて処理ができない、分別ができない、そうすればもう持ってくるときはちゃんと分別して持ってきてなさいと。それが一番効率のいい普通のやり方ではないかと私は思うんですね。そういう指示をされたのではないのでしょうか、この6月4日と6月20日、これについての会議の内容といいますか、説明会といいますか、それについてちょっとお答え願いたいと思います。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。その折に、今委員のご指摘あったように分別して運ぶべきじゃないかというお話も、当然のことながら議題としては出るのは当然でございます。ただし、先ほど来申し上げさせていただいているとおり、あそこの越の浦のあのヤードの広さの中でどれだけのコンクリートガラが入って、どれだけの木くずが入って、あの中でどうやって処理をするかというのを、ぜひどうすればよかったかというぜひご意見を逆にアドバイスとして、今後に生かすためにお聞かせ願いたいくらい、あの狭い場所において安全管理を担保しながらやりとりするというのは、非常に難儀だったということでございます。そういう状況を、環境課の方々と協議をしながら「どうしましょうか」と。スペースも当然プロットした形で、そこに何を、どこにどういうふうに搬入するかということも含めて協議をさせていただいた結果でございます。

なお、その有価物についてのやりとりなんです、確かに全体の数量から見れば委員のおっしゃるとおりアルミとかステンとか、そういうものは確かにあったというふうに私も目視していますから、それはありました。ただしそれを仮置きする場、あるいはそういうピーク時は1日200台を越える車が、200台を越えるというのは1分間に1台ですよ。国道45号線にあふれないように我々はやらなくちゃいけないわけですよ。そうしますと、おのずとやれる範疇というのは決まってくるんだらうと。当然、環境課さんとの間で決まってくるんじゃないでしょうかと、これはどうでしょうかと。あるいは例えばの話、分別できるというふうなことになるれば、どれだけの費用がかかるんでしょうかと。単純に税金をそこに当然のことながら投資するわけですから、その分別するのにどれだけの費用がかかりますかとか、そういうことも含めて最終的に混合スクラップとして取り扱ったほうが望ましいだろうということになったんだということを、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 何か説明を聞いていると、私は納得できないといいますか論理的でないといいますか、思うわけです。いわゆる混合スクラップとしてただ持って行ってあそこで何も分別できなかったというのであれば、その混合スクラップのまま、いわゆる混ガラやわからない木くずのまま青南商事に持っていけばいい。一番合理的なやり方ではないのかと、私は思うんですよ。ないしは、もう指示を与えて、自分分別あそこでできないのであれば、分別して金属類直接青南商事に持っていってもらおうとか、ないしはきちんと分別してきちんと鉄くずは鉄くず、それから鉄骨は鉄骨、アルミサッシはアルミサッシというふうにきれいにそろえ

るのが私はあそこでやられたということが本来の形ではないかと私は思うんですよ。誰が考えても、多分市民が考えてもそう思いますよね。

それからもう1つ、この資料のこれは（その8）になります。26年の1月20日に出された（その8）、これの27ページに市内建物の被害状況が載っております。津波による被害、それから地震による被害というふうに。あと、非住家・住家というふうに整理をされています。それから解体物件についても、この真ん中の2の部分で掲載をされています。これを見ますと、約2,000くらいが解体されていると、まあ住家については大体ね。そして、その中で津波、それから地震についてが500、500くらいだと、約ですね。484、449、約500です。この中で、私はあの津波の後市内くまなく歩いて思い出してみると、まず家が全部流されて土台だけになったとかいうところは丘側といいますかね、本土側といいますか、こちらではそう余り見ないと。北浜の公園、藤倉の公園ですか、あそこに流れ着いた家もありましたけれども、ほとんどの家は大体浸水で1メートル以上か何ぼ以上になったら半壊とか、それ以上になったら全壊と見なすという、この見なしの全壊がほとんどだと私は思うんですよ。これは、島関係の浦戸関係は別ですよ。

そうすると何度言っても、先ほども何度も繰り返し私も言いたくなるんですが、普通解体の場合は機械でバーッとやってボーンと、ザバザバと壊しちゃう、そういう作業はほとんどありません。全部先ほど言ったようにサッシを外すとか、屋根瓦をおろすとか、そういう方法です、みんな。私も近所で何件か、解体を見ました、全部。まあ、そういう状況でやっています。そうすると絶対にここで、先ほどそういった回答されましたけれども、一部分別してというふうな指示も与えたということで千葉さんが言われましたが、23年の6月4日、それから6月20日のこの作業のフローの説明の中では「分別して持ってきて下さい」という指示にしたのに間違いないと、私は確信をするわけですね。そして、なおかつ参考人で来られた方、この間言っていました。1回目でしたかね、参考人で1回目か2回目で呼んだ折には、「解体する場合は、分別しないと受け入れてもらえなかった」と、そういうふうにはっきり答えています。

そして、先ほど途中で話終わりましたけれども、千葉局長さんは平成23年度は混乱していて、そういうあれはできなかったという話をしていますが、「写真撮ったり分別とかというようなことはできませんでした」って言いましたけれども、ちゃんとやっていてこの間の参考人の方は置いていってくれました。これは、23年の8月9日から23日まで解体したやつの写真

です、これ。全部アルミサッシはアルミサッシ、きれいに分けています、これ。それから、鉄くずは鉄くずできちんと分けています、これ。これは、23年の8月ですよ。当然、もうこの6月20日には指示出したのと違いますか。そして、そういうふうに業者の人はみんな動いていたのと違いますか。それが集った有価物については、ちゃんと整然と越の浦では並べられていたのとは違いますかね。ですから、どうしても混合ごみとして処理しなくてないのは、いわゆる分別できない本当に木やら何やらと混じっていた、いわゆるそういうものとは違いますかね。そういうふうを考えるのが、私は妥当だと思うんですが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。先ほど6月4日、あるいは20日の日に当局とのいろいろな協議の中において、あくまでも解体については混ガラ・木くず・金属ということで、金属とはイコール混合スクラップという形になるんですが、その3つに大別しなさいと。越の浦に運ぶのは大別してくださいと、そして搬入してくださいと。そのほかのものについては、中の被災されたごみについては中倉のほうに運んでいってくださいということで、このときには会員の皆さんに周知させていただいております。その金属は、あくまでも鉄なのかアルミなのか、それを分別しなさいというようなお話はしておりません。これは、間違いなく。

ただし、越の浦において一部適格業者、一部不適格業者という方がおられたのも現実でございます。どういうことなのかと申し上げますと、単純に言えば今るる出ておりますサッシ枠に明らかに木くずが付着しているもの、こういうものも搬入されております。ですから、こういうものについては前段で木くずと金属は分けなさいという、皆さんに説明もさせていただいておりますから、当然のことながらそういうふうに指摘をされたという方は分別しないと持ってこれなかったという方は、実際現場においてそういうものが持ち込まれたという裏付けじゃないでしょうか。ですから、そういう方については再度引き返していただいて、その部分については分別した形で越の浦のほうに搬入をしてくださいという指導は出させていただきました。ということでご理解を賜りたいと思います。

○志賀委員長 鎌田委員、ちょっと口調が……。話し方を……。

○鎌田委員 そうですか。じゃあ、やわらかくお聞きいたします。

先ほど分別の指示は出していないということですが、先ほどサッシに木くずがついているのは受け入れなかったということじゃないですか。それは、ちゃんと分別しなさいということでしょう。それは、分別しなさいという指示が与えられたのと違います。それに対しては、

先ほど何度も言うようになぜ金属類は金属類で、せつかく解体するときにはばらばらとそれぞれにきれいに大体やっているのにもかかわらず、一緒に持って行って一緒に処理しないといけないのかという、そういう問題になりますよね。写真には、これはちゃんときちんと載っていますよ、サッシ、ちゃんと。それから、鉄くずは鉄くず。ですから、こうみんなやられたのと私は思うんですよ。それをやっていないのが、受け入れを断られたというふうに私は思うのが妥当だと思いますね。

これは私だけではなくて、ここにいる人がどれだけ納得してくれるのかわからないけれども、市民の方は納得しますよ。多分近所の解体やら何やら見えていますよ。そのとき、機械でぼんぼんぼん壊していったんじゃないですよ、多分。トタンを剥ぐ、サッシを外す、何度も言いますが。多分、流しとかあれば流しも出す。流しの中にはステンレスがありますから、ステンレスでみんな覆われていますから、最近みんな。そういう作業をみんな、私だけじゃなくて市民全部見ているはずですよ。これを聞いている人、市民はみんな納得するはずですよ。なぜ混合処理としてやらないといけないか、そして分別して受け入れてもらえなかったという業者がいるにもかかわらず、これ今、「木くずついていたから、それ受け入れなかった。返した」という、問題業者だと言っていたじゃないですか。これはきちんと解体して、きちんと分別して持ってこなかったら問題業者という考えが、私は妥当だと思いますよ。

○志賀委員長 その点はその辺で……。

○鎌田委員 じゃあこれは、ちょっと話はじゃあこれは飛ばしましょう

じゃあ次は、もう1点。中倉についてはこの辺で終わらせて、先ほどの事務局長さんの回答で、ノリ業者のあれでステンレスが入ったんだということを言われていました。この資料の今度は何でしたっけ、もう1つの資料ありましたよね、種類が載っているやつですね。これは、その6です。25年11月27日の資料（その6）。これを見ますと、越の浦とそれから浦戸と、最終的には合計数量が記載されています。1ページ、2ページ、3ページになります。ここでステンレスが出てくるのが23年の10月の1,970キログラム、これが出てくるわけですね。ほかの月では全然出てきません、ここだけです。

先ほど回答で、私の質問の中で「ノリ業者が」という話があって「まとめて出したんだ」という話がありましたが、それを見ると私はノリ業者が多いのは、本土は最近ほとんど少なく、全部浦戸関係の人ではないかというふうに想像するわけですが、この2ページ

の浦戸についてはステンレスが出てきません、全然。出てくるのは本土側の越の浦の1,970キログラムだけですね、これはどういうことなのでしょう。先ほどノリ業者というのは本土側のことを言われるのでしょうか、それとも浦戸側のことを言われるのでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。まずは、先ほどのちょっと質問で大変恐縮なんですけど、あくまでも3つに分別してくださいと、木くず、コンクリガラ、鉄くずということで、その3つに分別してくださいということで、業者の方にはお話をしています。ですから、そこに金属に対して木くずが混入しているとなれば、「それは受け入れるわけにはいきません。ですから分別した状態で持ってきてください」という、先ほどちょっとご説明をさせていただいたんですが、その分何かちょっと私が説明が下手なのかどうなのかわかりませんが、その辺ちょっとご理解を賜りたいということがまず第1点でございます。

あと第2点なんですけど、ちょっと私のあくまでも記憶の中でお話しさせていただいたことなので、資料に基づいてまた再度ノリの業者が乾燥庫なのか、ステンというのをどうしてもそういうイメージでいたものですから、そういうことなんだろうと軽率に発言したことなのかもしれませんので、これはちょっと再度資料に基づいた形でまた回答したいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 行政側の立場で、この問題についてご説明をさせていただければと思います。

今特別委員会のみならず、混合スクラップ処分のことについての是非論がいろいろご議論いただいています。私どもも、被災自治体が県内15市町ございます。そういった他市の事例もいろいろ調べさせていただいております。塩竈が、混合スクラップということで特異な処理をしたのかどうかということを確認する意味で、ほかの自治体の処理方法について我々なりにも調査をさせていただきました。お話しいただきました東松島市は、住民の方々が人力で仕分けをされたということはお伺いをいたしております。ただ、残る14市町のほとんどが混合スクラップとして処理されているということの報告をいただいております。もちろん私どももこういった処理をする上で、国費をいただいているわけでありますので、こういった処理が妥当であるかということについては県のほうにも再三再四協議をさせていただいております。そういった中で、宮城県におきましても混合スクラップという形で処分をされてお

りますと。ただし、価格等については変動がありましたので、それぞれの市町で価格は違いますが、塩竈市において混合スクラップで処分されることについての妥当性ということについてはご理解をいただいたところであります。

2つ目であります。今委員のご質問の中で、分けたものを直接処理業者に搬入するというのもできたのではないかとというふうなご質問もありました。今回もこのことについてさまざまな一部の疑念等が提されておりますが、私どもは基本的に責任施工という中で業者の方々が適切に処理されているというスタンスであります。したがって、発生したものについては全て、例えば新浜であり、あるいは越の浦であり、浦戸の処分場に持ち込まれたという考え方であります。なお、先ほど来そういった数量が他の事例に比較して妥当であったかどうかということについても、例えば標準的な有価物の発生状況、鉄筋コンクリートであれば立方メートル当たりどれくらいの鉄筋が発生するか、あるいは鉄骨の建物であれば大体どれくらいのものが発生するであろうかというような標準的なものに照らし合わせて、それぞれの現場の発生量については確認をさせていただいております。チェックをいたしました。残念ながら、我々が標準として持っているよりも少ないものもございましたし、大幅に量が超えるものもございました。あくまでも標準ということでございますが、全体量としてチェックさせていただき、ほぼ適切な発生量ではなかったかというような、そういったチェックもさせていただいてきております。

繰り返し申し上げますが、ほとんどの自治体がこういった混合スクラップ処理という形であって、決して塩竈だけが特別な処理をしたということではないということをご理解いただければということと、業界の皆様方も真摯に対応いただき、発生量については全て搬入され、それらについて処理業者のほうにトラックスケールではかった上で処理をさせていただき、そういった数量が本日23年度分でありますか、こういった形でまとめてご提出を……。失礼しました、24年度分をまとめて報告をさせていただいているということ、ぜひご理解いただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私は、混合スクラップとして処理したのがまずいという話をしていないんですね。いわゆる普通、例えば家の解体をした場合、鉄が大体木造であればどのくらい出る、それから銅線がこのくらい出る、家庭用のステンレスがこのくらいある、そういったことが大体割り出されるわけですね。それで、全部含めて大体の割合が出てきますけれども、

それが混ざったくず類、スクラップが混合スクラップとして扱って、これは「何円って決めて、これでやるんですよ」という、そういう決定だと思うんですよ。それは問題ないと、私は思っているんです。ただ、混合スクラップとして処理したその中で、なぜ銅やらアルミが出てこないのと、最終的にですね。おかしいじゃないですか。でも、細かなところまで処理しているんですよ、ちゃんと青南商事では。いや、これは市民の人が納得してもらえば私はいいので、誰が考えたってそうじゃないですか。なぜ鉄だけは細かく出てきて、アルミと銅が出て来ないのかという、ステンレスも出ているけれども、僕は一部じゃないかというふうに思うんですよ。これは、誰が聞いても不思議な話ですよ。各家庭にみんなあるんですから、ステンレスはある、それから銅はある、アルミサッシほとんど入っています。よっぽど古いのでない限りは、それを不思議にしているだけです。

ですから、私は業者の方をそれぞれどうのこうのという話じゃない。この話を聞けばこうだ、この話を聞けばこうだと、結果的に銅とアルミが出てこない、なぜなの、これは単純な話ですよ。青南商事はもう細かなところまで、先ほどリサイクルの会長さんが説明してくれました。切断したり細かく寸断したりして、磁石やら水やら振動やらいろいろ利用して、風なども利用してみんな分けていると。どうしても分けきれないのは、手で見てわけているという実態があってなぜ仕切書に、最後の結果市がどれだけスクラップを納めたかという中にアルミと銅が入ってこないんですかという、そういう単純なことです。これは、もう市民誰も納得する話だと思いますよ。ですから、混合スクラップとして処理したのがまずいということではありません。アルミと銅が出てこないのがおかしいという話をしているんですね。

先ほどの浦戸のノリに関しては、先ほどそういった回答がありました。でも、まとめて出したんでしょう。ですから、ここに載っかってきたということ。そのことがはっきりされているのかなというふうに、ある程度蓄えておいて、分別しておいて、1回たまった時点でぼんと出したんだろうというところはちょっと想像がつきますが、これはステンレスに限ったことではなくて、もうアルミやら銅も多分そういうふうにされていたんじゃないかというふうに想定するわけですね。

まあそんなわけで、私は最終的にアルミと銅が出てこないのは不思議だと、それは誰が考えてもおかしいということを述べて、私は終わりたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 混合スクラップというのは、全てを一緒くたにしてトラックに積んで搬入する。で

すから、我々も当然いろいろな種類の有価物があったということは、もう理解しています。ただし、それらを仕分けするとしたときに、例えば委員ぜひ東松島の事例調べていただければと思いますが、何億という費用をかけてやっております。また、当然青南商事さんにおかれましてはそれだけの設備投資をして、我々がいわゆる混合スクラップとして搬入したものをさらに細分化して価値を上げていって、有価物として処分をされている。我々は、全て含めてキログラムあたり15円という混合スクラップの価格で処理をさせていただいておりますので、当然その中にはアルミも銅も入っておりますよ。ただし、全体としてそういった価格で売り渡しをさせていただき、処分をさせていただきましたということをご報告をさせていただいておりますので、ぜひご理解をいただければと思います。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 終わりにしようと思ったんですけども、そういう回答を聞くとどうしても言いたくなるのであれですが、まずこの中で「級外C」というやつがありますね。これ、いろいろ分別されている中で一番少ないです、これ。300キログラムですよ、「級外C」というのは。「級外C」というのは何ですか、まずちょっと簡単にパッと行っていただけますか。

○志賀委員長 坂本さん。

○坂本社長 一番最初私参考人と呼ばれたとき説明したと思います。青南さんと契約というかをしたのは、リサイクル会の私です。それで、この計量書が一番何か皆さん方に誤解を招いているのかなと。本来ならば、リサイクル会の計量書を発行しようと思ったんですけども、それでは何か目方をいかさましているんじゃないかと、そのような感じで本来なら「級外A」とか「B」とか「C」とか、そういうものを出したくなかったんです。リサイクル会として混合スクラップとして出せば一番よかったんですけども、納めた先の伝票が一番正確に出されるんじゃないかと。そして、値段もあくまでも私決めるわけでもない、前に言ったとおり市と協議会で決められた8円ということで、「リサイクル会では10円で売ったか20円で売ったか、それを教えてください」ということでしたが、私は「それは、一応業界として教えることはできません」ということで断っています。だから、「級外」とか「H2」とかその辺のもうけは、会のほう6社でもっていろいろ分担したんで、その辺は余りこだわってもらいたくないなと思って、今私発言をしました。ひとつよろしく願います。

○志賀委員長 問いかけに対しての答えは出ていません。

○坂本社長 問いかけ……。

○志賀委員長 「級外C」って何ですかということなんで。

○坂本社長 「級外C」……、私もよく、本職であるんですけども、詳しくはわかりません。

○志賀委員長 その質問ですから、質問以外のことで答えないでください。

鎌田委員。

○鎌田委員 早い話が300キロです、この「級外C」ってやつは。ちょっと私詳しい内容はよくわかりませんが（「はい」の声あり）いや、いいんです、いいんです。それはいいんです。こういう少ない300キロ、これ市内全部で300キロですよ、この「級外C」というやつはね。市内全部だったら、ステンレス、それから銅もそうですし、アルミサッシは300キロどころじゃないんじゃないですか。いわゆる、これが混合スクラップとして出されてきて、混合スクラップとしてこの仕切書がポンと出てきて、この中にはこういったやつが何%くらいありそうだというふうな回答が来ているのであれば、私は内容はわかります。細かなこの細々に、「級外B」「C」廃電、それからステン関係と鉄くず、「特級」とか分かれているんですよ。なぜこんなに分かれていて、銅とアルミが入ってこないんですかということをおっしゃっているんです。私は、契約自体が混合スクラップで悪いと言っている話じゃないですね。そういう処理をしたんだとしたら、最終的に上がってきてやつに、それに銅やらアルミが載って来て当然ではありませんかという、これは誰が考えてもそう思うはずですね。思わないのが、私はおかしいというふうに思うんですが。300キロが出ているんですよ、ここに。300キロ以上あると思いますよ、アルミサッシは。意外と重いです、アルミサッシね。

○志賀委員長 ほかに。伊勢委員。

○伊勢委員 午前中からの参考人の方、大変ご苦労さまです。ああ午後からですね、失礼しました。

それで、先ほど千葉参考人のほうから青南商事のほうに行ったんでしょうかというお話がございまして、時間もなかったので割愛させていただきましたが、私4月25日に青南商事の施設長のキクチさんという方にお会いしました。先ほど鎌田委員が、混合スクラップという話で持っていった。市長もアルミ・銅も含めて混合スクラップ。ところがキクチさんのお話の中で1台10トン車が。そうですね。その中で、積み込んで三、四トンくらいが実際の鉄というんですかね、目視で見た限りは「銅とかアルミのたぐいはどうだったんですか」といいますと、それは一、二%くらいですよというお話です。皆さんが混合スクラップということを出したというふうに言われているけれども、もちろん搬送する際に混合するのは、それは混ざ

るのはもうやむを得ないことかもしれません。ただ、実際には受け入れ先の青南商事の施設長さんのお話ですと、目視の関係では一、二%とのお話でした。そうすると、今までの論点というのは何だったのかなど。いろいろ混合で搬送したということでの関係は、いろいろ皆さんからも出されましたが、実際の最終処理の関係はそういうふうになっていますので、その辺は私直接聞いた話なので、これ以上はご回答は要らないと思いますが、その点だけは一応確認をさせていただきたいと思います。

それで、続いて島民給与の関係でちょっと何点かお尋ねをしたいと思います。それで、島民給与はいろいろと前段私も質問した中で、和田野さんのところでいろいろな回答が前段ございました。結局和田野さんのほうの関係で当時回答していたのは、1つはそれぞれ数字を挙げてもらって、これ1月20日だと思いますね、特別委員会。「島民給与に関しては毎月数字として取り上げていただき、東北重機・東華建設から毎月の作業人数を上げて、それに基づいて支払っているという」お話や回答でございました。ここで当特別委員会が問題にしているのは、先ほど志子田委員が質問の中で「能力なき社団」と言われている関係で、どうしても私たちがじゃあその八千数百万円の島民給与がどこからもとのお金が出たのかと。いろいろ領収書なんかはずっと出されましたし、8274万円、では協議会は社団なき団体ですから、もともとのお金を生み出すところではありませんね。危険建物解体の1%ですよ、その分での事務経費の運営ですから、そうするとそっちはまず切り離して、じゃあ8200万円のもともとのお金はどこから生み出してお支払いをしたんですかというのが、まず1点私たちがどうしても質問してもわからない点です。その点についてお尋ねをしたいと思うんですね。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。その島民給与についての原資であります、当然のことながら島において島民以外の方も従事しております。ですから島民の方、あるいは島民以外の方の国交省で国で定めた賃金に基づいて、それを合算した形で市当局のほうから当然のことながら履行確認をいただいて、お支払いをいただいているという状況です。その中において、お支払いをいただいたという中で、それを島民給与に各自のものを算定しながら、それでお支払いしているという状況です。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、つまりは東華建設、東北重機のところで、先ほど和田野さんが前段おっしゃったようにそれぞれの作業、それらを積み重ねた上で協議会から出したということな

んですか。つまり私たちの理解は、元請は災害復旧連絡協議会になるわけですね、市から委託を受けてね、そういう流れになりますよね。そこから例えば島々のほうで2つの企業さんが、そこで例えば危険建物解体、あるいはそれぞれの島に応じて一次仮置場の業務をする、それはそういう方向で元請からさらにそちらのほうにやっていくという方法だと思うんですね。ですから、そこで従業員の方が島に渡っていろいろな作業をして、そこでお給料を支払う、これは当然なわけですね。じゃあそこから先、島民給与はその2つの企業さんから支払ったのでしょうか。その辺が、ちょっと私たちは腑に落ちない。協議会として支払っているという形態が、実際例えば前から出されている資料ナンバー、先ほどから議論されている4の403ページから404ページに、例えば10月26日に7400万円、あるいは4回ほどずっと示されておって、総額として8200万円になっているんですね。

ですので、そうしますとこれは一体どこの業者さんの支払いなのか、協議会なのか、それとも実際の業者さんのところで支払ったものなのか、その辺の峻別だけわかれば教えてください。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。あくまでも協議会から島民の方に支払いがなされているということでございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 協議会から支払っている。そうしますと、この支払われているフローチャートでいうと2つの業者さん、その業者さんと一緒に働いている働いている従業員、それ以外の島民の給与というのは、例えば大分分厚いやつでちょっと忘れちゃいましたけれども、実績報告書ですか、一次仮置場の実績報告書、その中に全部含まれているということなんですか。

○志賀委員長 伊勢委員、質問の内容が連絡協議会さんでは人を雇用しているという前提で、雇用した人件費については作業日報に載っけて請求しているというところで、それに基づいて入金したものを給料としてお支払いしているということですから。ですから、問題は差額だけがどうなんだということだと思うんですね。そのところでお話ししてください。

○伊勢委員 以前、これを裏付けにたしかつかったと思うんですね。1億何千万円だか、ちょっと数字忘れちゃいましたけれども。だから、その関係について1つはわからない。なぜそういうふうな仕組みにしたのかというところが、私自身はまだよくわからないです。その点だけ、まず最初。

○志賀委員長 仕組みじゃなくて、要するに東華さんと東北重機さんが人を一応雇えなかったから、協議会でかわりに人を雇ったということ。

○伊勢委員 まあ、そういう理解ですね。そうしますと、ちょっともう1つ矛盾点として出てくるのか、実は浦戸の人口との関係で働く人たちが大幅にふえている月があるんです。これは、予算特別委員会で浦戸の人口について出していただきたいんです。予算特別委員会ね、この間の2月議会。普通運転手と一般運転手、例えば込みでちょっと計算しましたけれども、例えば実際に島民給与支払った月は平成23年の7月からです。当時532人が一応戸籍上ありました。そのうち、「176人に島民給与払いました」ってなっているんですね。そのくらいだったら、まあ理解するかもしれませんが、同じ23年の10月になると522人の島民の中で1,509人になっているんです。（「延べ人数」の声あり）延べ人数ですよ。この522人というのは、つまり赤ちゃんからお年寄りまでの数ですよ、簡単にいうと。（「ただ、1日当たりで考えてください」の声あり）1日当たり、でも一応大体そういうふうなあんばいになっちゃうんですよ。つまり、人口を大幅に超えるような形で働いているのに、ちょっと私は違和感を感じるんですね。11月の時点も516人で976人、12月も516人で622人。これ以上はあとと言いませんけれども、果たしてそれでつまり島民の方々が実際に住んでいる数と比較すると、ざっと2倍くらいの方々、3倍くらいのところもありますが、なぜこういうふうな雇用形態が成り立つのかなというのが、よくわかんないです。

○志賀委員長 ちょっと、その質問されても困ると思うんですよ。延べ人数ですから、日数で割ると1日当たりの何人って出てきますよね、25で割ると。そうすると1日当たり40人とか50人とかそういう人数になりますから、当然可能性としては出てくるわけですから。そのところ、数字の……。

○伊勢委員 まあちょっとわかんないので、もし教えていただければという……。

○志賀委員長 それじゃあ、小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 じゃあ、改めましてご説明をさせていただきますと、今伊勢委員からご指摘ありました浦戸の一次仮置場で、例えば23年の10月には作業延べ人員といたしまして大体1,500人からの方にお手伝いをいただいているということで報告を受けておりますが、今委員長のお話ありましたようにこれを例えば20日で割りますと、1日当たり従事いただいている方は75名程度ということになりますので、先ほど伊勢委員がおっしゃられた人数との整合性というのも、これは十分取れるのかなということでご理解いただければと思います。以上で

す。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、それを割ってみると大体そのぐらいの人数ということですかね。一方で、ゼロが続く月もあるんですよね。なぜかしらパタッととまってしまって、それはどういうことなのかなというのは、一応その資料でいいますと、その7のところではゼロということか24年の4月かな、6月、24年の7月、24年の8月・9月と、この辺はどういうふうに分ければいいんですかね。

○志賀委員長 その辺は、急にふえたり減ったりする、ゼロというのはどのように捉えているのか。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 答えたいと思います。そのときに必要な方が、そこに従事されたということでのご理解をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 必要な方の人数でそうなったということですね、そうですか。まあ、そういうふうな一応報告が、この特別委員会のほうにかかっています。

それから、まあ阿部会計さんに聞いてもわからないので、実際に会計をやったのは和田野さんと阿部さんのところなんですけど、よくわからないのは例えば資料7の島民給与の領収書を出していただきましたよね。一方で、決算でいうと資料ナンバーの4のところ、403ページから404ページで例えば7000万円を1回で支払うような処理、24年の4月4日とか24年の5月1日とか、4回、5回ほど分けられていますけど、この会計処理というのはどういうふうになっているのか。例えば「支払っていますよ」というんだとしたら、月々の支払精算というふうになるんだろうと思うんですけど、なぜこう一括してこの7000万円なりそういう金額になるのか、ちょっとその辺について教えていただきたいと思います。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 答えたいと思います。その決算についてなんですけど、立てかえた状況の中で毎月毎月月末に閉めまして、月末に閉めまして、遅くても翌5日までには島民の方の手元に渡るという、まずは状況でございます。その原資につきましては、立てかえられた状況の中での一連のことですので、あと立てかえたものを最終的にまとめた形で、7400万何がしですか、7000万何がしになっているんですか、それを頂戴したという形になっています。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 立てかえたといいますと、立てかえた企業さんなんですか。立てかえた分は、どこから出てきたんですか。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 トータルの、1つの財布と大元の財布の中でやりとりをしております。その財布の中で、本来ならば浦戸の一連の業務の中での財布から支払われるのが普通一般的なんですが、ございますけれども、そうしますと資金ショートする、当然入金がおくれれば資金ショートするという形になります。でも実際は、末に閉めて翌5日には遅くとも支払いしなくちゃいけないという当然の状況ですから、島の方にとってみれば大事な生活基盤を支えるための原資でありますから、そういうところに支障のないようにするために大きな財布のくくりの中で一連の会計処理がされているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 大きな会計処理というのは、例えばこのページでいいますと402ページのところに9億円ですかね、9億3794万4000円ですか。浦戸の一次仮置場ですかね、そうですね。一次仮置場の分が計上されていますが、ここだということなんですか。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 答えいたします。大きな財布という意味は、そこには一次仮置場の管理費用が浦戸、新浜、越の浦、中倉というところで、その4つのところのそれを合算したやつを大きな財布ということで、表現が正しいか正しくないかちょっとあれですけども、そういう意味合いにおいてその4つのところを担保にした形で、優先順位を決めながらしかるべききちっとした形で履行していくということの意味合いでございます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 うんと理解に苦しむところなんです、例えば越の浦、中倉、新浜というのはとりたてて島民給与の項目はありませんよね。それぞれの業者の仕事で作業をしているわけですから。例えばそういうものをプールして、こちらに移したということなんですか。

○志賀委員長 阿部さん。

○阿部代表 403ページを見ていただきたいと思います。塩竈市から入金額のほうが、支払金額よりもどうしてもおくれて入ってきています。ということで、1つの通帳から一応立てかえ払いしてありますということでございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると市のおくれ、つまり歳入として市のほうから入ってくるのが大幅におくられていて、それを例えば先ほど千葉さん本人がおっしゃったけれども、全体の財布のほうから島民給与を支払っていると、こういう理解でよろしいんですか。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。今大幅におくれているということじゃなくて、通常は末に閉めたものを単純に言えば履行確認をしていただきます。その履行確認をしながら、いろいろな業務も含めてしますと、どうしても支払いが通常一般的ですと1カ月ちょっとおくれるくらいで入金になるというのが通常一般的でございます。ですから、ただ島民給与につきましては先ほども申し上げましたとおり、まさか1カ月おくれで給与をお支払いするというとは、これは諸般の事情というかあの状況下の中で、1日でも早く精算された形で島の方々の手元に届くということがやっぱり最善なんだろうという、そういう思いでその辺を配慮しながら優先順位を決めながらのお支払いだということで、ちょっとご理解をいただきたいと思えます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 全体の枠はそういうことだという、今お話がございました。

もう1点、質問時間もうちよつとあるのかな。これは、島民給与の関係で雇用保険入ってなかったというのが、前段菊池環境課長さんのほうからありまして、それで小山産業部長のほうからはそれはあつてはならないことだという回答がございました。私も、雇用保険について改めてハローワークのほうに伺いまして、こういう冊子をいただいていたんですね。そこでちょっと捉え方ね、皆さん経営をされているからわかると思うんですが、改めてお聞きしたいんですけれども、こういった雇用保険というのは当然それぞれの事業者のところにかけていますね。それで、その認識だけまず最初にお聞きします。

○志賀委員長 阿部さん。

○阿部代表 今島民給与と、「給与」という名前ついていますけれども、実際は給与じゃございません。というのは、東北税理士会のほうにも来ているんですけれども、「漁業所得者の瓦れき処理収入の取り扱い」というのがございまして、その部分は全部雑収入、通常カキ業者、ノリ業者の場合だと、事業収入に入ってくるんです。だから、給与じゃございません。ということは、雇用保険は当然のことながら入るはずはございません。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 雑収入の扱いで「給与」という名称というのは、誤解を生むような気がするんですけども。

○志賀委員長 阿部さん。

○阿部代表 一応そういう名前を使っているらしいんですけども、皆さんには「給与」と。そのときは、給与かどうかわかんなかったんです、まずね。それで、24年の2月13日付でこの文書が来ました。「これは給与に該当しません」ということで、事業主の場合は事業所得の雑収入に入れてくださいと。専従者の場合は、雑所得としてくださいよということになっていますので、当然のことながら当時は給与と呼んでいたかもしれませんが、給与でございませんとということになりましたので、当然のことながら雇用保険に入ることはできません。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 事業者ではない、雑収入扱いだということですよ。私もこの名称がついているから、一応聞いたんです。それで実は、ちょっと私質問しているので、ご回答はその後にしていただければと思います。それで、私もこういう名称があったので、改めて労災保険を担当している国の出先のほう、厚生労働省のほうに聞いたんです。そうすると、今この時点で聞いたわけですから、私は認識はそういう雑収入扱いというのは今初めて皆さん承知したわけで、その時点でお聞きしたら過去かけていなかったことについてはきちんとかけてくださいというのが、厚生労働省の出先の考え方でした。それから、災害のときの関係も同じ考え方ですということなんですね。そうすると、雑収入として扱っているわけですから、前段にも例えばどこかの資料でも瓦れき一次仮置場のほうでけがした方がいて、やはりそれは事業者がちゃんと支払っているんですよ、労災として。そういうことでの捉え方はなかったのかなと。例えばそういう事故があったときの関係なんかが生じるわけですから、その辺はどうなのかなとと思っているんです。

○志賀委員長 阿部さん。

○阿部代表 今の件をお答えいたします。通常1万2000円の中には、保険入っています。それを含めて1万2000円払っています。それで、何かあった場合その保険で対応するということになっています。それで保険という意味は、あくまでも損害保険です。あくまでもこれは給与所得に該当しないと聞いていますから、それを受けて通常は給与ではございませんといい

とでございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そういう扱いだということですね、その点はわかりました。そういう扱いでの関係は。

あと最後になると思いますが、一連の議事録、私も資料ナンバー5のところで一応出してもらった資料で、第1回目から第9回目くらいの、23年4月9日から平成25年6月25日まで、資料ナンバーの4のところ千葉参考人から412ページのところで8回開いたと。上から4段目くらいですか、「8回開いた、議事録あります、ご了解いただきたい」ということで、協議会の報告会の中でのやりとりがここに付されております。そうしますと、これちょっと読ませていただいたら、議事録そのものではないんですね。つまり、項目のみということになっていて、これは幾ら読んでもどういうふうな経過で解体業務なり一次仮置場の処理なりをしたかというのがわからないところですが、これは協議会として議事録はあるということと、これはこういった本特別委員会なんかに提出するような方向でのお考えがあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 答えいたします。今委員のご質問なんです、これは議事録ではございませんで、あくまでも記録簿ということで私も9月20日の当委員会において「あくまでもこれは記録簿です。記録簿に基づけば、こういうことなんです」ということでご説明をさせていただいているかと思えます。なお、これを当会の報告会においてちょっと一部、私じゃなくて別の方があくまでも議事録ということで何か思い違いをして、議事録と記録簿の違いというものをよく認識しない状況下の中でこういう発言をしてしまったということだということで、ちょっとご理解を賜りたいと思えます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 よく読んでみましたけれども、例えば同じ412ページのところで、これは千葉さん本人がおっしゃったやつで「8回開きました。議事録があります。了解してください」と。どなたかのやりとりの中でのそういうご発言だと思うんですが、記録簿とはちょっと違う、記録簿だったら先ほど言ったようにこういったペーパー物だと思うんですが、本体のこれは例えばこういう形ですよ、10月30日に出された（その5）は。ここに、明確に「議事録」というふうにあるわけで、その辺違いはどうなんでしょうか。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 お答えいたします。先ほど来9月20日の、これぞ議事録と言われるものは存在するわけですから、それをぜひご確認をしていただきたいと思います。私はその時点で、「あくまでもこれは議事録じゃありません。記録簿だ」ということを、何度も申し上げて大変恐縮ですが、9月20日の議事録をぜひご参照いただければ、その辺きちつとした形で私答弁しているかと思いますが、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 2回目の質問を、手短かにさせていただきます。まず、前回というか今回質問しまして、疑問点がちょっとあります。あと、皆さんの質問でちょっとありますので、若干質問をさせていただきます。

まず、浦戸の危険家屋の解体について、当初その流出は瓦れき処理をしていたということだったんですが、なぜきょう質問したのについては解体になったのか。その区別が私は理解しませんので、最初の11月とかのこの特別委員会では、流出したものは瓦れき処理でちゃんとやっていますよというのが説明だった。ところが、きょうは解体になっていくということはどういうことなのか、その辺明快にお答えください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 お答えいたします。私のほうにも若干錯誤があったかと思いますがけれども、瓦れきとして家屋、流出したものの取り扱いということでは、先ほども申し上げたように所有者、あるいはその建物が特定できる申請が上がってきたもので、そういったものについては解体のほうで処理させていただいたということでございます。その他一般の瓦れき処理については、先ほども申し上げたとおり生活動線とか道路とか、重機とか生活物資の運搬等を確保するためにやらさせていただいたということでございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 その判断がちょっとわかんない。

あともう1点、いわゆる手短かに申せば解体の指示書なるものを出すに当たって、連絡協議会さんにその図面やら何やら、平米数やら何やらを確認したと。それをもって、協議会に業務指示を出したと、何回も確認している。じゃあ、その業務指示をするに当たって検収をなさっていたんですか。何回も、島に週に4回も行ってたとかって聞くんですが、だからそういうものが全部検収をされて合体してお願いしていたものなのか、その確認はなされたの

かどうか確認をしますんで、お答え願います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 現場のほうの確認については、先ほどから当然浦戸の現場大変いろいろな業務を行っておいりましたので、それぞれ担当が行って確認をさせていただいているということは、申し述べたとおりでございます。ただ、1件1件解体終わったごとに、その1件について行くということでは当然ありませんので、いろいろな件数をまとめたりとか、あるいはその他の解体建物の進捗状況を見るとか、そういったことで行わさせていただきたいということをご理解願います。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 解体終わった後でなく、私は検収というのはいわゆる業務指示書を出すに当たって協議会とやりとりしたのの検収をなされたのかというんです。解体終わった、終わらないは、後で行ってみれば、何もなければ終わっていることになると思うんで、そのやる前、仕事してもらった前の検収をちゃんとされたんですかということをお尋ねしているわけなんで、その辺をはっきりお知らせください。お願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 その場合の検収と申しますと、島民の方から解体申請書が出て、それに基づいて市が受けまして協議会のほうにそれをお願いすると。協議会のほうで現地調査に行って、図面等の作成等をいただくという中で、あと現場のほうも確認しながら、それを検収と言うのであればそのような形で行わせていただきました。よろしくお願いします。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 じゃあちゃんと検収、現場確認したと、早めにそういうふうに言ってもらえば質問しないで済むと思います。

あと資料（その4）、7月12日に出された402ページの中で、13億7,287万3,950円がいわゆる浦戸諸島関係ので危険物やら解体やら、あと瓦れきの処理がされた金額でございます。それで、ここに102件分とあるんですが、今回出された102件以外というのが金額が2億3000万円あるんですが、この2億3,000万何がしというのはどこから出てきた額なんですか。ちょっと、それがわかんないんですよ。102件以外の2億3000万円というのは、例えばこれが協議会さんの決算の資料だとすれば、この2億何ぼというのはどこに入っているんですかというのが、私は疑問に思うわけなんで、その辺当局がわかんなければ千葉さんにお知らせ賜れば

助かります。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 菊地委員ご指摘の(その4)の資料の402ページに、浦戸の建物解体102件分ということで載せております。これは協議会のほうの資料ですけれども、これにつきましては今回きょうの委員会で提出いたしました別冊のその102件以外ということで、1件の書類にまとめて解体したものであるということで今回お示しいたしましたけれども、ここにそれぞれ親番号ということではないんですけれども、例えば2ページの(1)ですとこの二重丸のついている浦戸の「000019」というところに、この全部の面積をまとめて計上してお支払いをしておりますので、この102件の中にこういったものも全て支払われているということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そうすると、そのくくったやつは総まとめが2億3000万円だということの理解でよろしいんですか。いろいろな島々とのあれでくくった額、これをそういう説明で捉えればそうなのかなと思うんですが、それでいいのか確認をさせてください。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 きょうお示したこの冊子の全体の合計が、この1ページの表紙にございます。この縦計全部おきますと2億3213万5000円ということで、まとめて処理したものを含めてその数字になるということでございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ものが見えてきたというのは、やっぱりくくったものが2億何ぼもあったということは、やっぱり事務手続上ちょっとまずいんでないかなというふうに私は思います。ほかのやつは、例えば100万円代だ200万円代だというふうに行っているのになぜこういった、前段で質問したんですが800万円前後の額をくくったと。それも、同じ島内でやればいいものを、島外同士でやったりというのがなかなか理解できませんというのは何度も言っているとおりです。

あと、これは幾ら議論してもあれなんで、もう1点だけ確認をさせてください。先ほど田中委員が405ページの附帯事項について質問されておりました。それはそれでいろいろ考えの違いがあるのかどうかは存じませんが、いわゆる有価物関係の処理について監査委員さんから附帯事項がなされた。それはそれでいいんですが、410ページにはこれを行政側に報告

しますというふうになっていますが、これをこの有価物の処理について行政側が報告を受けてどういう判断をして、どういうふうな処理をしたのか、それをお聞かせください。410ページに書いてあります。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 (その4)の資料の協議会の清算報告会の資料の中の、監査報告の一番下のところに書かれている内容についてのお尋ねだと思います。これは、当然我々市のほうではいろいろな一連のあれの中で清算報告を早く行ってほしいということで協議会のほうをお願いをして、その結果この清算報告会の資料をいただいたわけですがけれども、その際にこういった項目がございましたので、これはどういうことなのかということはこちらのほうでも内容についてはお尋ねをしたところがございます。旧協議会の事務局からはそのような、先ほどいろいろお話がございましたけれども、ただまだ調査中なのでもう少し細かいことは差し控えたいということで、いただいております。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 この一連の河北新報の報道以来、特別委員会が設置されました。その間に、議会報告会などでも市民からは「どうなっているんだ」と。やっぱり、こういった行政側の私は処理の仕方、そういうものも踏まえてマスコミ等に言われたんでないかなというふうな心配をしている市民の一人です。だから去年の7月12日にこの資料が出たとき、私は「当局でこの資料をお読みになって、どういう感想ですか」というのを聞いたんですが、明快な感想なり意見というのは出なかったんですね。それが、積み積みもって今回に至っているんでないかなと思っているんですよ。我々にこういった資料を出していただいて、本当に感謝するんですが、本当に読めば読むほど当局と協議会との関係やら、もと元協議会の会員さんというか会社さん同士の何か知らない葛藤のやりとりというのがかいま見えるんですが、それを行政側がちゃんと仕切っていただければよかったのかなと、こんなに十何回も特別委員会しないで済む問題でないのかなってある反面思うんですが、なかなか聞いても明快な答えが出てこなかったりしますので、こういった形で聞くような対応になったということです。

それで、だから例えば報告会の議事録の410ページの、行政側がこういうものについて真摯に受けとめて、行政側が有価物の問題が、405ページでも監査委員さんから指摘されて、そして410ページでは当局に報告しますよとなっているものについて当局がどうしたか。その処理をすれば、何ら私はこういうふうにならないで済んだんでないかなと思うんですよ。違いま

すかね。私は、本当にその辺が何か、ことの意外性というか重大性というのがここの文言、そして今問題にされている我が会派の鎌田委員さんなんかにも有価物問題ってやっていますけれども、それがちゃんとすっきりした答弁がないからどうなんですかと。後から後からこういう問題が出てくる。だから、その疑問に思ったことにちゃんと答えていただければ、私はすっきりして「ご苦労さま」と。あの3.11を経験した者として、皆さんに本当に感謝申し上げますよ。だけれどもその結果として、これが本当に市民にとってどうだったのかというのが、理解できますかというんですよ、市民が。だから、私は皆さんに質問しているわけなんです。

市民は本当にあの震災を受けて本当に大変だったと、みんな誰もが苦労したんですよ。だから、こういう問題が起きて、行政として本当に一生懸命国からお金を持ってきて、やっってもらおうと。それは、そうなんです。だけれども、こういった疑義・疑問点を行政側としてどうするのか、どう解決したのかというのが、一番の大きな今回の課題じゃないかなと私は思うんですが、その点についてお考えがあれば「いや、何ら問題ないんだ。ちゃんとやっていたから、いいんだ」というのか、その辺の考えもちょっとお聞かせ賜れば、私もこれで質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 有価物の取り扱いについて今の菊地委員のご心配、心から本当に御礼を申し上げたいと思います。なお、今菊地委員が心配されておる協議会総会でこういったような疑義があったんじゃないかと。当局としてどう考えているんだということで、前にもご質問いただきました。そのときもご答弁申し上げたと思いますが、我々はそういった部分でただ聞き流すのではなくて、じゃあそういう事実があるのかどうかというような部分を、先ほど市長も申し上げましたけれども、有価物が大量に発生する案件、特にRC、あるいはSSコード、そういったような建物解体をピックアップいたしまして推測値を出しながら、実際越の浦の一次仮置場に有価物として運んだトラックの台数、回数、そういったものを全てチェックをいたしまして、乖離のある部分については業者さんに電話をいたしまして、そして「どうされました」ということを確認して、そして推計値より多い業者さんもいました。少ないところはもちろん確認しました。そういう中で、全てこの日に運んでいますよと、あるいは混ガラムみたいな形になったかもしれないという、少ないところは。そういうところで我々は確認して、こういった事実はないんだと、行政側としてはそう判断させていただいております。

したがいまして、総会でこういったような疑義があるというような報告がありましたけれども、我々としては重ねて申し上げますが聞き流すのではなくて、我々でき得る範囲の中できっちり調査をいたしまして、そしてそういったような事実がないというのを判断させていただいておるところです。これは、前にも答弁させていただいたとおりです。以上であります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そういう疑義はなかったと判断すると、まあいいんですけれども、ただ問題なのはこの議事録にありますとおり、代理人、弁護士さんにもお願いしているわけですよ。同じ塩竈市内の業者さん同士がはっきり言えば。そういうことがね、本当にこの塩竈市の発展につながるのかなと、そういう思いですよ。皆さんあの震災のとき、本当に3月、4月、5月と死に物狂いで瓦れき処理やら手伝った仲間が、ここに来て弁護士さんを立てて、疑義があるだの何だの、数量がどうのこうのって、これは私は本当に連絡協議会さんがやったものだから、そいつは行政はかかわらないというけれども、だから何度もいろいろなもので「検収というのはちゃんとしているんですか」と。協議会さんから出された請求書について、行政は国費をちゃんと払いました。だけれども、我々の言っているのは、一番最初当初言ったのも、今の議長だって「外部監査委員を置いて、お金が大きいからちゃんとしなさいといけなよ。明朝会計するために」って。だから、ちゃんと出されたものが正しいかどうかという、そういう検収をしてほしいというのを何回も何回も質問していたと思うんですが、それがなかなか私が理解不足かどうかわからないんですが、理解まで至らないという面が多々あったんでないかなということなんですよ。だから、こういう問題がいっぱい出てきているんでないかと思います。本当に残念だと思いますよ。

あともう1点。1つだけ最後に聞きますが、ある業者が指名停止になっていたと。それが今回、「塩釜の業者さんをお願いしたいんだ」と当初言っていたんだけれども、東京のある業者さんが指名停止になったり何なりというんですが、それはこの特別委員会と関係ないんじゃないと言われるかもわからないんですが、そういった業者さんも塩釜でいろいろな事業をなされたということも事実ですので、そういったことが新聞で後で、それは別な地方でやったから知らないんだというんじゃなく、本当に最初は地元の業者さんに瓦れき処理やら何を全部お願いしたいんだって思っていたんですが、それが東京方面の業者さんも来てやっていたと。幅広く来てもらうのは仕方ないというのはわかるんだけど、ただその業者さんが指

名停止になっている問題もあるということもお伝え申し上げまして、私からの質問を終わります。以上でございます。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 順序立てて話をさせていただきたいんですが、発災当時あれだけ大量の瓦れきをどうやって片づけるかということについては、ある意味大変苦慮いたしました。恐らく、全ての自治体がそうであったかと思いますが、手伝っていただける方だったら誰でもお願いしたいというのが、正直な気持ちではなかったかと思いますがよ。あの業者がそのとき「いい」「悪い」という話ではなくて、我々はそのときにきちっとした会社登録をされていて、その資格を失するようなことがその段階で発生していなかったわけですから、それらをお願いしたことが、今菊地委員のご質問ではその後ですか、そういう指名停止になったというのは。（「そうです」の声あり）それはちょっと、この公の場で話されるというのはいかがですか。我々はきちっとした指名停止基準に基づいて、そういったことが発生すれば直ちに指名停止をかけるわけですから、その段階で仕事をしたことまでさかのぼって塩竈市はいかがかという話でしたら、それは余りにもちょっと……。違うんでしょう。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そういう業者もあったんで、大変だなという思いで言ったんです。

あともう1点、それはそれで。ただ、発災当時のその来てくださるところが「どうだ」「こうだ」って市長さん言われましたが、当初大きな建設会社が来て最初瓦れき処理していたのも事実ですよ。だけれども、それでこういう業者が、いわゆるゼネコンという業者が来て、本当に道路の開通やらしたのを私は見ていました。本当にすごいなと、国からの指示かどうかわからないんですが。だけれども、ある日突然その業者がいなくなったのも事実じゃないかなと思います。そうしたら、地元の業者をお願いするんだというふうな話もあったんで、それは売り言葉に買い言葉になるかどうかかわかんないんですが、そういうこともあったんでないかなと思いますので、ただせつかくやってもらった業者さんがそういう問題を後で起こしたというのも、残念だなという思いだけですので、以上でございます。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 菊地委員さんにお答えします。確認です。この瓦れき処理の発注に当たりましては国道は大手、あとは市道・町道については地元業者ということで、これはもう最初の委員会でも市長がお答えしておりますので、そういうスタンスで発注させていただきましたので、

もちろん国道が終われば大手の方は。ところが、地元は瓦れき処理以外に今度は復旧工事、復興工事もありますので、そういった部分ではもう地元の方々に一生懸命お願いしておりますので、それはご理解いただきたいと思います。

○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。

なければ、ちょっと私質問したいと思いますので、お願いします。

○鎌田副委員長 では、交代して会議を進めさせていただきます。

志賀委員。

○志賀委員 参考人の方々に質問する項目で質問が抜けているので、参考人に差し上げていた質問事項の中で4番目として、平成26年1月20日委員会提出資料（その8）ですね。この中で、浦戸一次仮置場作業従業員の中で島民として表示されている作業員の数と、島民としていたけれども島民以外の明細を明らかにしてくださいということでお願いしているわけですが、この部分についてはお答えいただけるでしょうか。

○鎌田副委員長 千葉鳶代表取締役、千葉勇夫様。

○千葉社長 これ、以前に資料提出要求がございまして、これは市当局のほうに環境課さんのほうに提出をさせていただいている内容でございますので、それをご参照いただければわかるかなというふうに思いますが、よろしくお願いします。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 島民給与として払っている中で、島民と島民以外というのが別々になった資料というのはないはずなんです。もらっていないと思います。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉社長 以前に、浦戸一次仮置場作業従事者という中において、東華建設さん、東北重機さん、あと島民、あと千葉鳶、晃信建設、東松島建設ということで、前段で出させていただいているこういう資料があるかと思いますが……。なければ、その辺の従事した方の島民か島民以外かということでご理解いただけるのかなと思います。よろしくお願いします。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、そこに書いてある島民というのは、全部島民給与対象者ということでなくて、島民という内容なわけですね。私は、島民給与対象者というだけで理解していたものですから。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉社長 ここに書いてあります島民というのは、あくまでも島民給与ということに、先ほど「給与じゃない」というご指摘がありますけれども、一般的なお話をさせていただくのであれば、それは島民給与ということに該当する方を列記した人数だということでご理解を賜りたいと思います。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから以前の話では、その島民給与を払っている人は「島民でない人もいますよ」というお話されていまして、その島民以外の人と島民と分けた明細を明らかにしてくださいという要求をさせていただいたわけです。すると、実際にはじゃあ島民給与として支給した人には、島民以外はいないということですか。そう解釈してよろしいわけですか。ちょっと違いますね、今までの話とね。じゃあ、それはわかりました。

それから、今度8番目の越の浦の一次仮置場の中で平成25年の6月7日に、最後に残ったお金3771万1810円、千葉篤さんに振り込んだという形になっているわけですが、これは実際にここに書いてありますように、どういった作業内容をしたのに該当するのか。その資料の提示をお願いしたいということで、ここにみんな書いてあるんですが、本日はその提示はございますか。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉社長 その資料の提示ということで、私ちょっと見ていなかったものですから、ただこれに対して答えなくちゃいけない、ご説明をするということでの理解ですので、ここには当然のことながらいただいている資料をお持ちになり、これを提出するということは書いていませんよね。あくまでもこれを見させていただきますと、これは各社に対する質問です。「資料をお持ちになり、説明していただいても差し支えありません」ということでしか、この附帯事項に書いてありませんので、あくまでも資料提出ではないというふうに私は認識しておりました。

なお、今委員のご質問のように、3771万1810円についてのこの件につきましては、越の浦一次仮置場業務3月分の費用の一部でございます。3月分業務委託費3953万2500円との金額の差異については、前段で内金として頂戴していたために生じたものでありまして、これはあくまでも申し上げるとおり3月分の一部でございます。以上です。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、その9番目に書いた浦戸の一次仮置場ですね、これもやっぱり同じよ

うな内容なんでしょうか。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉社長 これにつきましては、千葉鳶に支払いされています427万3500円については、これは桂島で24年の6月に着手いたしました島においてのり面が崩壊した場所の復旧作業の費用の未払い分の精算でございます。また、晃信さんのほうに支払われた1079万9852円につきましては、これは島外搬出にかかわる費用の未払い分の精算でございます。いずれにしても、立てかえて最後に精算をしていただいて資金ショート、相手に対して支払いの迷惑がかからないような状況での一連のことだということが、背景にあるんだということをちょっとご理解をいただきたいと思います。以上です。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 同じように、そういった浦戸仮置場でも東華さんにお支払いしている、それから新浜公園の場合でも千葉鳶さんのほうに最後に支払って、全部ゼロにしているというところで、前に田中委員の質問にありましたけれども、結局金の入りと出の整合性が非常に薄いんですね。だから、その辺のあれが非常にわかりづらい。本来であれば、連絡協議会というのは仲立ちですね。連絡業務の窓口としての存在ですから、入ったお金と出る金は足していったら同じ金額にならなきゃいけないはずなんです。ところが、それができない。それで、結局最後にその金額でつじつまを合わせているというような私は見方をしたわけです。ですから、そういう何か不思議なところがあります。ですから、そのこのところのやはりお金の流れというものが、もうちょっと明確にクリアになっていかないと、なかなか我々も理解しがたいのかなという感じしております。

それから、あと例えば先ほど軽作業、普通作業の件で、千葉鳶さんからご説明いただきました。これは、もうちょっと「多少危険の伴う」とか「伴わない」とかというざっくりばらんな話じゃなくてどういう仕事、瓦れき処理、分別するときどういうものが軽作業に該当して、どういうものが普通作業に該当するのか、ちょっと教えていただけますか。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉社長 ご説明いたします。普通一般的な解釈からすれば、危険な作業は多少伴うもの、あるいは伴わないものということでの1つの区分け、仕分けでありますけれども、実際はどうだったのかと申しますと、単純に言えば島民の方に1万2000円の、これは水産庁で支払っている1万2000円というもとの単価がございます。この単価が、当時普通作業員ですと1

万1100円でございます。軽作業員ですと9,700円かな、ちょっとごめんなさい、正確な数字はわかりませんが。それに対して我々がいただいているのが、経費が15%乗せられた形で頂戴しています。そうしますと、島民の方は平等に1万2,000円でお支払いするわけですから、その辺の割合が危険、多少危険とか危険じゃないというその仕分けもあるんですが、あくまでも1つ大きな物事の考え方の中において1万2000円をお支払いするために、ただその単価がどうしてもありませんから、ですから普通作業員に15%を掛けた金額と軽作業員に15%を掛けた金額で、トータルとして1万2000円になるように、その人数のその辺の割り振りをしながら一連の苦慮があったということで、ちょっとご理解をいただきたいと思います。以上です。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 とすると、島民の方を雇いました。その人件費に15%掛けて、市のほうに請求しているという理解でいいわけですね。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉社長 もう一度申し上げますが、普通作業員の単価が、国でこれ定められている金額ですから1万1100円でございます。これに15%を掛けますと、当然1万2千何がしというちょっと1万2000円を上回るものが出てきます。あるいは、軽作業員の9千幾らということで15%を乗じますと、単純に言えば1万2,000円に満たないという形になります。ですから、そこを合算した形で1万2000円に限りなく近くということでの、全くイコールかということそうではないかもしれませんが、その辺でご理解を賜りたいと思います。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、結局人件費だけでも15%を掛けて請求しているということですね、単純にね。それで、8300万円という人件費を出しました。それで、先ほど千葉さんがおっしゃったように当初は軽作業は8,800円、それから普通作業は1万1100円、その後25年度から9300万円の1万1800円という金額になったわけですが、それで、運転手さんのほうも幾らかプラスを足していると。そうすると、計算しますと1100万円をちょっと超えるんですね、全部差額出しますと。超えるんです、私の計算が間違いなければですよ。使った人数の方と全部差額出しますとね。そうすると、15%掛けているから、1100万円だと7000万円引いても出てこない金額ではないわけですが、そうすると差額が人件費幾らか余っているという感じになるわけですが、その辺ちょっともう一度計算してみてください、違っている

はずですから。ですからそれが15%で、そんな形で進ませたんだというお話ですと、ちょっと違うのかなというふうに思います。いろいろご苦勞されて、いろいろ資金面でやられているんでしょうけれども、そういうことだと思います。

それと、あとこれは当局のほうにお聞きしたいんですが、浦戸のほうの解体に必要な書類がそろわないという、たびたびお話がありました。必要な書類がそろわないというのは、何がそろわないからできなかったのか。それとも、何々がそろえばできたんだというのか、ちょっとそこを詳しく教えていただければ。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっと詳しくということでしたけれども、ちょっと一般的に、個々のケース1件1件説明はできかねますけれども、例えばたくさん登記で所有者がいる場合、相続人の代表というものを定めて解体を委任しなきゃならないようなもの、そういった場合には相続人の例えば代表しての届出書兼同意書ですか、そういったものが必要になったり、あるいは建物を解体するんですけれども、抵当に入っている物件等もあった場合に、抵当権の設定者の同意書とかですね、そういったものもちょっと多々ありまして、ただ浦戸につきましてはそのような状況の中でも一刻も早く解体処理を進めなければならないという中で、協議会のほうにも「書類は何とかするので、現場のほう優先してやっていただきたい」というようなことで進めさせていただきました。以上でございます。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 いろいろ私わかりましたけれども、この前野々島の分だけちょっといろいろ精査してみたんですが、何がそろわないのかちょっと見ているとわからないんですね。登記簿謄本はあり、それから解体同意書もあり、申請書もありと。必要な書類って、何がないんだろうかと。それだけそろってれば、大体できるんじゃないのかなと、単純に考えるわけですよ。そして、前にもお話ししましたけれども、解体に当たっての必要書類というのは各自治体で決めていいんですよという前提がありましたよね。だったら、それに則して塩竈市が決めれば、何もこんなわけのわかんないような処理の仕方をしなくても、もっと透明にできたんじゃないのかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 その点につきましては、まさに委員長おっしゃるところがあるなど、私も今となってはちょっと思っている部分もございます。と申しますのは、やはりおっしゃる

とおり市のほうのいろいろ定めある中でも、要綱ある中でも、市のほうで必要な書類というものを最終的には定めて、それをいただいて確認をしてそれで解体を行い、支払いするという一連の流れを定めるわけでございます。そういった形でちょっと始めていた中で、途中で実はなかなか特に浦戸については先ほど言ったような同意書ですとか、抵当権解除の同意書というのがなかなか集らないということがあったので、抵当権の解除等の同意書が集らないという事実がございましたので、今振り返ればその段階でそういったところについては要綱等で明らかにしながら、「そういったものはこういったときは要らない」というふうに明確にするという手続などもやっておくということも、一方で必要だったのかなというところもございます。

ただ全体としましては、最終的には市長が必要と認める書類という中でそういったことが解決できるんじゃないだろうかということで、こういった形の取り扱いをしてしまったわけですが、今思えばそういった部分はもう少し明確にしていくということも必要だったかなということで、その点については私たちとしては事務処理を行う部門長としても、反省しているところでございます。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 今までの説明では、結局「期日が決まっているんで、そこまで何とかしなきゃいけないからやった」というお話なんですけど、何か全部資料を見ていきますと、みんな解体申請は23年の早いものは5月、遅いものでも10月にはされているわけですね。そうすると、書類がそろわない、そろわないと言っていること、けつが詰まっているんだという説明がどうにも納得できないわけですね。何か別なことがあるんじゃないかと。

それで、先ほどたまたま菊池課長がおっしゃいましたけれども、当初は流出した家屋は瓦れき処理でやっていたと。ところがきょうは、「流出した家屋は、危険家屋解体でやりました。錯誤でした」、錯誤で済むんでしょうか。大変なことですよ。そして、寒風沢、桂島にも同じような物件はたくさんある。登記簿謄本別に流出したって、よく市長も「皆書類が流出して、できないんだ」というお話でしたけれども、確かに権利書はないかもしれませんが、だけれども申請書類の中には権利書というのは一切ない。本土の家屋でもそうですよね。登記簿謄本と罹災証明と解体の同意書ですか、それがあればみんなできているんですよ。その整合性が何かないかと、そうすると要らぬ疑念を抱くわけですよ。そのところを、もうちょっとフリーにクリアにしていきたいかと。今回また資料いただきましたんで、

また我々精査させていただきますけれども、そのときはぜひ明快なお答えをいただきたいと思えます。

それと、あと巡回監査の阿部会計さんにちょっとお聞きしますけれども、島民給与は23年の8月、9月ですかから支払われたと。先ほど仮払いでやっていたというお話なんです、それはどこまでも島民給与は出のほうで島民給与って出てくるわけで、片方で仮払い金という形で処理すれば、毎月毎月の会計はできるはずですよ。それが「一挙に金が持ち出しだから、そうやったんだ」というお話なんですけれども、渡したら例えば事務局の千葉さんが銀行から借りていただいて、一時的に立てかえたんだとかというようなことをちゃんと明確にしておけば、金が不足したとか何とかということだって全て説明がつくと思うんです、私は単純に考えて。そういう面での会計というものが、何かきちんとなされていなかったんじゃないかなというふうに感じているわけなんですけれども。先ほど、24年の1月から依頼されてやっていたということをお聞きしたものですから、この4月4日に7000万円ものお金を一挙に島民給与として出す会計報告がよかったのかどうか、ちょっとその辺の見解をお聞きしたいと思えます。

○鎌田副委員長 阿部会計事務所、阿部様。

○阿部代表 今委員が言われたとおりにすれば、本当はよかったんじゃないでしょうか、本当であれば。ところが、我々頼まれたのは1月に頼まれたので、その間会計処理がわかりませんでした、実際。どうやっていたか、わかりませんでした。それを含めた上で我々解明して、一応3月決算と、また4月からということで、2年にわたって我々処理しました。それから、ずっと毎月出すようにしています。以上です。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。いろいろあれやこれやあるんですが、あと有価物のほうについてちょっと確認したいんですが、有価物先ほど来ずっといろいろな委員の方から質問が出ています。それで、15円に決めたとか8円にしたとかというお話もあります。ただ、「震災後大変な状況だったんだ。だから、5円でもあれだったんだ」というようなお話も、坂本さんからお話いただいていますけれども。

実は私前の委員会でも言ったんですけれども、ある知り合いの事業主さんからスクラップの青南さんの仕切書を2年分いただきました。そうすると、もう3月から結構いい値段で、あのころはびっくりしたのは「級外A」、20円で取り引きされていたんだね、3月震災直後に、

受け入れができないというときにですね、「エッ」と思いました。それから、その後は幾らかずっと下がってきたわけですが、例えば坂本さんはご専門ですからよくわかると思いますけれども、「級外A」をベースに考えますと、「シャー切SA」は大体5円50銭くらい高いんですね。それで、「B」のほうはそこから1円か1円50銭安いという、そういう差額があります。当初は「級外A」が圧倒的に多かったわけですが、24年度はこういった「SA」とか単価の高いものが多かったということで、平均単価15円ということをやっているというお話なんですけど、これも前回の特別委員会でお話ししましたけれども、仙台市、これは鉄の山とアルミの山と銅の山、ちゃんと積んで、それでこれで全部でキロ幾らと。そして、初めてその値段が決まったときに混合有価物というくくりになるわけですよ。最初から混合有価物じゃないんですよ、ちゃんと分けているんですよ。それで、坂本さんのリサイクル会さんが窓口で、出てきた青南さんの仕切書、これは当然グレード別に分かれているところはグレード別の単価があるから分けるんであって、混合有価物でやっているということは分けることないわけですね。それぞれ単価が違うわけです。

それで、私全部その当時の単価を当てはめてみました。そうすると、合っているか合っていないかはちょっとあれですけども、そういえばこの23年8月から25年3月までの有価物ですすね、これが時価の金額で大体やっていきますと1億2700万円くらいになるんですね。塩竈市に返されたのが7400万円ということで、その分がリサイクル会さんに企業努力という形で多分プールされたのかなとも思います。ただ、ほかの仙台市なんかの場合は、やっぱり豊島さんと同じような問屋さんが自分で入札して、その現場からトラックを持ってきて運んできて自分で選別してJFEなりに納めて、そういう段階でただ山を15円、16円で買いましたよと、だけれども、塩竈の場合はリサイクル会さん、車の手配は若干されたかもしれませんが、何も手つかずで一応利益出されているわけですね。

それと、あとまた単価に触りますけれどもね、よく「15円」「15円」って塩竈市が決めたという話をしています。それで、積み込みと運賃が7円ですよと。だけれども、前に参考人で千葉さんがお出でになったときに、千葉さんは「越の浦の一次仮置場で、有価物の積み込みは一次仮置場の管理費の中に入っていますよ」というお話されていましたよね。ということは、4円なりが本来は市に返さなければいけないもののはずなんです。そうすると9,000トンあるわけですから、そこに4円掛ければ2700万円何かのお金が本来は市に戻されて、国に返さなければいけないお金であるという、本当はですよ。もうやっちゃったら、どうなるかわ

かりませんけれども、ただそういう現状であったということを、皆さんでご理解いただければなど。

それで、実は私の手元にこういう投書が来ました。「私はリサイクル会に関係している者ですが、調査特別委員会のスクラップ処理問題に関して様子をテレビで拝見し、実際のところ憤りを感じております。本来国に返すべき税金をリサイクル会で山分けしているということを実証する資料を同封いたします」ということで、これ本当なのかどうかわかりませんが、リサイクル会さんで分配金1億3000万円、各社約2000万円ずつ6社に分配するというような、こんな出ていたりするものですから、だからそういうところもやはりもうちょっと透明性を持った形でやっていただければよかったのかなというふうに私は思いますので、その辺についてちょっと……。

○鎌田副委員長 では、株式会社豊島、坂本様。

○坂本社長 今志賀さんからいろいろご説明あったんですけどもね、私はあくまでも私が値段を決めたわけでないと。あともう1つ、今ほかで20円とか、何かみんな精査してくれたんですか、この検収書をみんな見てくれましたか。（「見た」の声あり）コンクリガラとかごみとか、そういうものはどういう計算しましたか。企業努力というのは、私は商売です。スクラップに関してはプロで、青南さんとも青南さんが塩釜に来る前からAさんだのといろいろつき合いしています。もちろん、青南さんの竣工式にも市長さんも来られた、伊藤議員さんも来られた、そういう中で長い取り引きをさせてもらう。私は、青南さんといろいろ交渉しました。瓦れきの中には、先ほども言ったとおりサイディングに石こうボードがついていたりとか、鉄筋の割った中にコンクリガラがついていたと、そういうごみも本来なら青南さんではごみはただでは取りませんよ。そこをやっぱり企業努力ということで、幾らかでもただにしてくださいよという値引き。ただ単に仙台が何ぼとか、市場相場が20円だとか30円だとか、そういう言葉を言われると、私らの企業努力がなくなるんじゃないかなと。

もちろん私は値段が5円、私売ったのありますよ。業者さんに、あそこ5円で売っていましたよ、スクラップね。そして、仙台だの何だのっていうのはやっぱり相場もあるし、3,000トン、5,000トン、皆重ねていました。名前言ってもいいんですけども、仙台で最初入札、青南さんも多分言っていたと思いますよ。災害でもってね、買うところがなかったと。それからずんずん、ずんずんやるようになったけれども、高い値段で仙台も売ったけれども、売れなくて困ったと。買ったところもわかっています、30円とか二十何円で入札してね。それ

は今言ったとおり、一山何ぼで見ました。銅もあるトランスもある、例えばしんちゅう混ざっている。そうすると、キロ何ぼで買っても合うでしょうと、そういうような計算もできました。私らは、越の浦とかそういうところの置場もないところから、「あした来てくださいよ」「車何台やってくださいよ」、いかにも丸投げしてやって、何もしないでもうけたんじゃないか。

何か私ね、今回やって、災害一生懸命やって、悪者扱いみたいな形で、こういうところに本当は来たくありませんよ。そして、私が値段決めてやったのではないです。そういうことで、協議会さんと役所と協議しながら、私は暫定的に5円というのは、本当はただでくださいって言ったんだよ、本当はね。ここだから今言いますけれども、そういうことから始まったんですよ。でもただというわけにいかないから、私はこの売った金額が市のものだから、そういうこともわかりませんでした。とにかく災害ごみを片づけると、そういうことで専念してやったものですからね。何かそのものでみんな分配したとか、私らは会員のために幾らかでも、例えば中倉の選別の中で、単価契約ですよ。皆さんもうかりましたか、何か建設業界の方は50%粗利が出る。私らは千葉さんから聞けばわかりますけれども、単価契約ですよ。人件費1万1千何ぼ、運転士1万4千何ぼ、バックホーも1万6千何ぼ、オペレーター。片や2万円とか何ぼでやって、石巻だのでなかなか集まらない状況の中でやりましたよ。それでもわかるわけありませんよ、油使ったりなんかしてね。

そういう中で、いろいろ我々も、私も会長ということで依頼されてやっていたけれども、その中に私らの管理費とか、みんな会員のためにプールしましたよ。その中で鉄くずの売上の利益も6社でプールしたやつを分配したんじゃないですよ。管理費から何からみんな入ったやつを精算したんですよ。何か一部の会員さんたちに分けてやったのが、「こういうようにして分けたよ」とか、いろいろな情報が入ったようですけども、金はそういうところから出ていて、鉄くずの分配でないですよ。みんながためて、管理費とかそういうものをプールしたものを、要するに会員の方に平等に何ぼでもやったほうがいい。

だから、協議会さんとリサイクル会、まるきり形違いますよ。リサイクル会の場合は、全部6社が同じ条件で重機も平等にやるように、例えば重機ない人は大型車、だから最初名前も言っていないですけども、会員の中にKさんという方がいます。トラックも最初1台で始めて、今10台以上の大型トラック持っています。そういう中で、私も大型トラック2台、これもただ入れられないから、丸投げになるから、私の会社のチャーター車として登録して、保

健所にやって、産廃の許可を取ってスクラップだの運びましたよ。青南さんであっても、前に言ったとおり全部青南さんが丸投げで運んでいったんじゃないかと、そういうのじゃありません。会員の車、あとチャーター車、そういうことで搬入したから、この伝票見てもらうと車番もいろいろ入っていると思います。

まあそういうことで、何かみんな会員で4000万円も3000万円も山分けしたような話を聞かれると、憤慨します。そういうことです。

○鎌田副委員長 時間ですけれども……。

では、ここで委員長交代をいたします。

○志賀委員長 じゃあ、会議を続けます。

ほかに発言はございませんか。

なければ、質疑を終了いたします。

次に、追加資料の要求があれば、ご発言願います。高橋委員。

○高橋委員 先ほど確認いたしました、千葉参考人の手元にある島民給与についての業務日報・業務日誌・野帳等々で、島民給与について全期間ですと20倍になりますので、20分の1にするために作為的に選んだわけではありませんが、平成24年1月分の島民給与について、以上の資料を求めます。それが1つ目です。

それから2つ目に、これはここで求めるべきなのかどうかちょっとわからないんですが、今私も始めて伺ったばかりなんです、志賀委員長の手元に届いたという1市民って言いました。1市民からの投書と資料ですか、その山分け云々という、それも資料請求でいいんですかね、ここで。資料請求したいと思います。以上です。

○志賀委員長 あとはございませんか。どうぞ。

○浅野委員 資料要求ではありませんけれども、きょうの特別委員会のやり方を見ていまして、ここに委員長みずから参考人の方々にお出ししている文章の中に、「委員は、参考人に対する質疑に際し、礼を失することのないよう心がけるとともに追及調の発言を慎むものである」と、ここの部分は委員長、副委員長が一番守っていないんじゃないですか。今回の特別委員会の中身は、とにかくこれまでもさまざまなこのようにたくさん資料が出ている中で、何度も同じような質問が出ています。答弁する方も、以前答弁したことが出ています。これ以上この特別委員会を続ける必要があるのかどうか、一度委員長この間全員協議会をいたしましたけれども、全員協議会の中で決める中身でないというようなことになりましたので、ぜ

ひ委員長中心に今後のやり方を、公開でも何でも結構ですので、ぜひそれを考えていただきたいと思います。

そして、きょうの参考人の方々に対する失礼な発言あったこと、まず委員長、副委員長が丁寧におわびしていただきたいと思います。以上です。

○志賀委員長 ほかにございませんか。（「委員長、教えてください」の声あり）

なければ……、（「おわびしないんですか」の声あり）要望については、検討します。ただ、この場でやるかやらないかは、決めてもらっていいですよ。（「まず委員長、参考人の方におわびしてください」の声あり）それは後でやりますから。（「この場でおわびしてください」の声あり）それはないですね、別室でやります。最後のあれでやりますから、発言します。

あと資料要求がなければ、ただいま要求された資料について、当局において確認をお願いします。はい。

○内形副市長 ただいま資料要求、2件について要求ございました。1点目につきましては、平成24年1月における島民給与関係の資料をいただきたいということでございます。（「墨塗りで結構ですから、プライバシー・個人情報も墨塗りで結構です」の声あり）はい。

あともう1点は、委員長お持ちの市民からの……、それはよろしいですね、それはいいですね。（「それは真偽の程がわからない」の声あり）

この島民給与につきましては、旧事務局のほうに確認した上で、墨塗りで出せるかどうかこの辺確認させていただきたいと思います。以上であります。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。

ただいま要求された資料について、当局において確認をお願いいたします。

お諮りいたします。資料については市当局から回答がありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう取り計らうことに決しました。

参考人の皆様に対して、特別委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

質問の中で、いき過ぎの質問があったことを、この場をお借りしておわび申し上げます。

本日はお忙しい中を本委員会にご出席いただき、貴重なご意見を賜り、心から感謝申し上げます。まことにありがとうございました。

以上で本日の会議は終了いたします。

午後 6時20分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志 賀 勝 利

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会副委員長 鎌 田 礼 二